

平成22年第3回足寄町議会臨時会議事録(第1号)

平成22年5月7日(金曜日)

出席議員(15名)

1番	星	孝道	君	2番	榊原	深雪	君
3番	島田	政典	君	4番	井脇	昌美	君
5番	木村	明雄	君	6番	川上	初太郎	君
7番	熊澤	芳潔	君	8番	高橋	幸雄	君
9番	矢野	利恵子	君	10番	谷口	二郎	君
11番	後藤	次雄	君	12番	大久保	優	君
13番	高道	洋子	君	14番	菊地	一將	君
15番	吉田	敏男	君				

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦	君
足寄町代表監査委員	川村浩昭	君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽	君
総務課長	大塚博正	君
福祉課長	堀井昭治	君
住民課長	櫻井光雄	君
経済課長	渡辺俊一	君
建設課長	南岡雄二	君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦	君

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	鈴木泉	君
------	-----	---

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘	君
事務局次長	西東文雄	君
総務担当主査	山田弘幸	君

議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名について<P3>
日程第2	会期の決定について<P4>
日程第3	足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会中間報告について<P4~P18>
日程第4	行政報告(町長)<P18~P22>
日程第5	報告承認第1号 専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度足寄

		町一般会計補正予算（第16号）〕＜P22～P23＞
日程第 6	報告承認第2号	専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕＜P23～P24＞
日程第 7	報告承認第3号	専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第6号）〕＜P24～P25＞
日程第 8	議案第46号	足寄町携帯電話鉄塔整備工事請負契約について＜P25～P27＞
日程第 9	議案第47号	足寄小学校校舎耐震補強工事請負契約について＜P27～P29＞
日程第10	議案第48号	足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例＜P29＞
日程第11	議案第49号	足寄町教育委員会委員長の給与等に関する条例の一部を改正する条例＜P30＞
日程第12	議案第50号	足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例＜P30～P31＞
日程第13	議案第51号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について＜P31～P32＞
日程第14	議案第52号	足寄町税条例の一部を改正する条例＜P32～P35＞
日程第15	議案第53号	足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例＜P35～P36＞
日程第16	議案第54号	足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例＜P36～P37＞
日程第17	議案第55号	平成22年度足寄町一般会計補正予算（第1号）＜P37～P48＞

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成22年第3回足寄町議会臨時会を開会いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会をお開きいただきたいと存じます。

午前10時01分 休憩

午前10時16分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長あいさつ

議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から、招集のごあいさつがございます。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第3回臨時会招集に関するごあいさつを一言申し上げます。

既に春耕期に入っているわけですが、けれども、また、4月に降雪があったり、また、気温がどうも順調に上がらないという状況でございます。ことしの作況についても今の段階から心配をしているところでございますけれども、いずれにしましても出来秋を迎えられるよう一刻も早く天候回復を願っているところでございます。

さて、本日予定しております案件について申し上げます。

この後、議長のお許しをいただいた後に、行政報告を5件予定してございます。

次に、専決処分に関する報告承認案件といたしまして3件、議案といたしまして工事請負契約に関する件が2件、それから条例改正に関する件が7件、一般会計補正予算につきまして1件ということで、議案といたしまして合計10件を予定しております。

よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。臨時会招集のごあいさつとさせていただきます。

開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、1番星孝道君、2番榊原深雪君を指名いたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 本日開催されました第3回臨時議会に伴う議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

会期は、本日5月7日より5月18日までの12日間といたします。

なお、5月8日から5月17日までの10日間は、休会となります。

本日は、最初に、平成21年第1回定例会で足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会に付託されました事件について、同委員会から中間報告を受けたいと思います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告承認第1号から報告承認第3号、議案第46号から議案第51号まで、議案第54号、議案第55号を即決で審議いたします。

議案第52号、議案第53号は、提案説明を受け、質疑を行った後、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

なお、本日の本会議終了後に議員会総会を開催する予定でございます。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日から5月18日までの12日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から5月18日までの12日間に決定をいたしました。

なお、12日間のうち、8日から17日までの10日間は、休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、10日間は、休会に決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時26分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会中間報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会中間報告についての件を議題といたします。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会から、調査中の事件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会の中間報告を受けることに決定をいたしました。

ここで、冒頭、皆様方に申し上げます。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長の中間報告がございます。その後に、質疑を受けたいと存じます。その後、質疑を受けた後に、議会改革・活性化等調査特別委員会委員以外の皆様には、採決権を行使しないことを前提にして、自由討議をお願いをしたいと思います。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長の発言を許します。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長 菊地一将君。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君） 足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。

本委員会に付託された調査事件について、調査の中間報告をしたいので、足寄町議会会議規則第47条第2項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

調査事件名、足寄町議会改革に関する諸問題の調査・研究及び提言、二つ目として、足寄町議会活性化に関する諸問題の調査・研究及び提言について。

調査日につきましては、平成21年3月17日から平成22年5月6日まで、16回、会議を開いております。

調査場所につきましては、町内、道外は山形県の庄内町、奈良県の斑鳩町、滋賀県の竜王町でございます。

報告内容については、別紙のとおりとなっております。

それでは、足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。

地方分権の推進に伴い、地方公共団体が担う役割はますます増大し、住民の代表機関と

して自治体の政策形成、最終意思決定を行う議会の役割と責任は一層重要性を増しており、新しい時代にふさわしい議会の役割とその機能が十分に発揮することが求められている。

議会の構成や運営においても、議会の意思と住民の意思とが乖離しないような努力が以前にも増して必要とされている。

足寄町議会の改革・活性化については、平成21年3月に特別委員会を設置し、これまで先進地の道外視察も含め協議を重ねているところでございます。

足寄町議会議員選挙が平成23年4月に執行されることから、議員定数の調査結果について次のとおり中間報告をいたします。

議員定数の見直しについて。

議員定数は、平成11年7月に成立した地方分権一括法により地方自治法が改正されたのに伴い、法定定数制から条例定数制に改正され、地方自治法第91条では、地方自治体の自主性及び自立性を高めるため、地方自治体の議会がみずから条例により議員定数を定めることになった。

足寄町における議員定数は、平成16年12月議会において足寄町まちづくり推進調査特別委員会から、池北三町の合併問題が合意に至らず自主・自律の道を選択し、議会として財政状況や議会機能の充実などを総合判断して18名から15名とした経過がございます。

直近の十勝管内における議員定数は、国内の経済情勢がまだ厳しいことから、削減での方向で進んでいる状況であります。

本委員会では、議会は住民が直接選挙で選んだ代表で構成される最高の意思決定機関であり、条例の制定や予算の決定、地方税に関する議決のほか、執行機関の監視や議会の組織運営などの権限を持つことから、経費節減の側面のみで議員定数を削減すべきではないという議論もありました。

一方で、地方自治体に課せられている行財政改革を実現し、住民福祉の向上を図ってい

なければならぬ。

また、地方分権改革推進による条例制定権の拡大などが勧告されており、一括交付金や義務づけ・枠づけの見直しが進めば、地方議会の果たす役割は一層重要となってくるものと思います。

このことから、次の項目について協議した。

民意を反映できる最低限必要と思われる人数であること。二つ目、執行機関に対する十分なチェック機能が果たせる人数であること。常任委員会活動の活発な展開が可能な人数であること。議会審議の空洞化を招かないことと、住民意向を行政に生かせる議会活動を目指す人数であること。広大な面積を有し、生活者点在の地域性も考慮されること。

以上の協議の結果、現在の置かれている環境・情勢等を考慮し、次期一般選挙から定数を2名減の13名と判断したところでございます。

また、議会の活性化等に資する事項について、これまで取り組んできた執行者側に対する反問権や一般質問に対する答弁書の直前配付、補正予算の本会議での即決審議など、できるところから議会の改革を進めているが、今後も引き続き議会の改革・活性化に向け、町民に対する役割・責任を果たすための議会づくりを目指し、町民から信託を受けたとの強い認識を持ち、議会のあり方や議会の活性化の議論にとどまらず、町民に開かれた議会のあり方、議会と町民参加、議員の資質向上など、議会制度の改革を積極的に議論し、さらに調査・検討を進め、一つでも多く改善できるよう取り組んでまいります。

以上、報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 質問させていただきます。

今回の特別委員会の調査項目についてです

が、今回の議員定数以外にどのような調査項目をされていたのかをお聞きいたします。

それと、視察先の参考項目、それも伺いたいと思います。

そして、きのうこの文書をいただいたわけですけれども、特別委員会に所属していない議員と、それから町民からの広く意見を聞くことに対しての御意見も聞きたいと思っております。

それと、視察先の3町、その議員1人当たりの人口など、視察先の参考項目を何点か述べていただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長 菊地一将君。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君） それでは、答弁をさせていただきます。

まず初めに、町民等特別委員以外の意見聴取ということでございますけれども、議員にはそれぞれ中間報告をするということで、当初、進めていたところなのですけれども、町民の意見につきましては、時間をとれなかったということもあり、また、委員の中でも十分精査しながら協議してきたということで、町民の意見聴取はしなかったと。議員に対しても、特別委員に入っていない方々にも、それなりに報告は必要であるということも考えていたところでございますけれども、時間がとれないということになると詭弁になるかなと思えますけれども、あれやこれややっているうちに時間がなくなったということもございまして、きょうに至ってしまったことをおわび申し上げたいと思えます。

それと、議員定数以外のほかの調査についてということでございますけれども、今読み上げた文書にもありますように、来年4月が選挙ということで、作業的には一番急がれる条例改正等もありますので、それで、ほかのことについては進行中でありまして、議員定数についてはそういう選挙が目の前に控えているということで、急がなければならない項目ということで、先に報告をさせてい

ただきました。

それと、道外調査の関係につきましてですけれども、山形県の庄内町というところは、人口が2万3,837名おりまして、面積につきましては249.2キロ平米ということでございます。そして、人口が2万3,800人ということでございますけれども、議員定数については20名ということになっております。それから、奈良県の斑鳩町におきましては、人口が2万8,593名、面積におきましては14.3キロ平方メートルで、議員定数におきましては15名ということになっております。それから、滋賀県の竜王町におきましては、人口が1万3,397人、面積が44.5キロ平方メートル、議員定数につきましては12名ということになっております。

こんな程度でよろしいでしょうか。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 1番目の問いの答えに、なかなか時間がとれなくてというお話でしたけれども、報告書の中にあります議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が以前にも増して必要とされているという中で、住民との対話がなければだめだと思うのですね。そして、住民から選ばれた議員さんも、特別委員会に所属していない議員の意見というの、とても大切なことだと思っております。そういうところもやっていただくのも希望しております。

そして、今のお答えですが、3町の視察された先の何を参考にされようとしたのか、参考項目をお聞きしたわけです。人口とか土地の面積、それは別として、私たちの町の議会にどのようなことを取り入れたい目的で視察されたかということをお聞きしたいわけですね。そういうところも答弁をお願いしたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 今の2番議員の発言要旨というのは、ここにありますように議会の意思と住民の意思が乖離しないためにも、住民との、恐らく公聴会なんかのことを言っ

てるのだと思いますけれども、そういったことをなぜしなかったのかということが一つと、もう一つは、視察先、これは何を求めて視察に行ったのかということの2点だと思います。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時46分 休憩

午前11時03分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁、足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長 菊地一將君。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一將君） 今の榊原議員の質疑に対してお答えをいたします。

先ほど言われた議会と住民が乖離しないよという文面もつけさせていただいたところでございますけれども、時間等も短いという関係もございまして、住民懇談会とかアンケートとか、そういうことをできなかったということでございます。

そこで、委員会として、質疑の中で現状維持の15名とか12名とかといういろいろな意見もございました。しかし、特別委員会の審査を踏まえ、また、それぞれの委員が認めていただいた道外視察や議会運営委員会の視察等も踏まえて、意思決定をさせていただいたという経過でございます。

それと、次の2番目の質問についてでございますけれども、どういう目的で視察に行かれたのかということでございます。この件につきましては、特別委員会の設置とか議案の配付の状況、一般質問の状況、意見書の取り扱い、また、請願・陳情の取り扱い、議会活性化に関する組織について、議会の基本条例について、専決処分について、議員への事前説明について、予算・決算の審議状況について、委員会の運営・活性化について、議員の倫理・資質について、住民参加・親しまれる議会についてというような、そのほか議会改革と議員定数・議員報酬のあり方についてという項目で視察に行ってきました。

以上です。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 私に残された質問の機会は、あと1回しかありませんので、今、委員長が答弁された項目がたくさんあるものですから、的を絞ってできなかったような気もいたします。こちらの議会の中で消化している部分もたくさんありますよね。その中で、議会の議員定数に関しては、1年以上もかかって中間報告をされたわけですよね。そういう時間がかかっているということも、もっと話し合うべきところの重点項目であれば、議員定数に関して重点項目であるがゆえに、もっともっと議論が大切なところではなかったかなと思います。

あと、視察先の参考項目も、どの程度のことを参考とされたのかも余り明確では私はなかった答弁に思います。だから、あとは自由討議の中で、もっと重要な若い世代が立候補できるような環境をどう整えていくのかというようなことも、ほかの議会のほうで聞いていただきたかったなと思うところもありますので、あとの自由討議のところさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 特別委員会の皆様には、16回の調査ということで、大変御苦労をかけ、敬意を表したいと思います。

私からは、後から自由討議もあるそうですので、答えていただきたい質疑の部分だけを質問させていただきます。榊原さんの御意見と全く同じことを昨夜考えてまいりました。先に榊原議員がされましたので、重複しないところでしたいと思います。

今回、事件名が改革に関する諸問題の調査・研究、また、活性化に関する諸問題の調査・研究ということで、16回に及ぶ調査をいろいろな論議の中でされたと思います。今回、私どもは特別委員ではありませんので、

どのような自分の立場・身分にも関する、これからの活動に関する調査・研究ということでもありますので、大変関心を持って、どのような中間報告が出るのかなという、大変興味深く待っておりましたが、今回は16回もしているのに、1年数カ月にあたる調査なのに、削減だけのことを報告したことに対してびっくりいたしました。

そして、しかも、いろいろ質疑の時間もあると思いましたが、前日に配付ということが、これまた大変びっくりしまして、質問するにもいろいろな勉強をしたり、いろいろ調査したりして、自分なりに質問をしたかったですけれども、前日、直前配付ということで、今急にですね、ほとんど昨夜のことですから、それでも三つ、四つの項目を考えてきたのですが、なぜ前日配付、こんな1年数カ月もあったのに、16回も調査日があったのに、何で、しかも臨時議会もちゃんと最初から日にちが決まっていますのに、前日配付だったのか、その経緯をまずお伺いしたいと思います。

それともう一つは、本別さんとかほかの町村と違って、足寄町は特別委員会という選ばれた人の構成の中で審議しておりまして、私たち選ばれなかった特別委員でない人たちは、どういうふうに審議されているのか、じっと見守っていたという中で、全体協議なり全体でやるなら、逐一その項目についても、なぜ2名減なのかということも、その経過がわかるのですけれども、でも、我々はきょう初めて2名減ということも委員長から聞いたわけです。

それで、7名という限られた人がやるだけに、やっているのでしたら、なぜそのほかの議員に対するきめ細やかな、せめて半年に1回ぐらいの、6カ月に1回ぐらいの報告がなかったのか、それから、2名減にした、なぜそうだったのかという、2名に対する、ここには5項目にわたる、ああでなきゃならぬ、こうでなきゃならぬというあれはありましたけれども、1名減でなく2名、3名減じゃな

く2名であったのかということですね、そこら辺の説明もないと思います。それを伺いたいと思います。

それと、きめ細やかな、私たち特別委員以外の者への説明、それがなぜなかったのか。突然、2名減ですって今報告を受けましても、そして、しかも前の日の配付ですから、これも本当に乱暴というか、特別委員以外の人を軽視しているとは言いませんけれども、そこら辺もすごく不愉快な思いで、きのう受け取りました。

あともう一つ、2名削減に対する各ほかの委員さんからのどのような意見があったのか、それと、16日間のうち、削減に対する時間配分ですね、どのぐらいの時間を占めて、半分ぐらいを削減に論議したのか、わずか1時間だったのか、削減に対する時間のボリューム、そういうのを伺いたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 委員長、整理できたいでしょうか。

今の13番高道議員の1点目の質疑は、なぜ前日の配付になったのかということが一つであります。それから2番目に対する質疑は、特別委員会以外の議員に対する報告がなかったのではないかとということが二つ目。それから3番目については、2名減に対する説明がいま一つ不足しているのではないかと。それから、7名の委員がいますけれども、その人たちの見解も一体どうだったのかということがありました。それから、最後の4番目については、削減に対する議論、これが16日間という調査日程ですけれども、どの程度時間的なボリュームをそこで持ったのかという、この四つの点だというふうに、そうですね。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長 菊地一将君。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君） お答えいたします。

まず、こういう大事なことの事前配付とい

うことにつきましてですけれども、委員長の言いわけになると思いますけれども、いろいろと資料をつくるのに手間がかかったといいますが、そういうようなことでなかなかない仕事ということもありまして、委員会にかけて、これでどうでしょうかということで皆さんに配付するわけですけれども、その資料づくりに時間を要したということと、ふなれなために余りいいような結果が出なかったもので、どうしても委員会、委員会と重ねているうちに時間が経過して前日配付となったことにつきまして、心からおわび申し上げます。

それと、特別委員会以外の人にもう少しきめ細かい説明があってもよしかったのではなからうかというようなことでございますけれども、皆さんに説明できる段階でなかったということで、こういうように遅くなったということでございます。

それと、次の2名減に対する理由がいま一つまだ手薄だということでございますけれども、委員会の中ではいろいろと発言もございまして、12名という方もおりました。それで、一応今のところの文教委員会、総務産業委員会、それを委員会としての機能を持っていくためには、最低6名が必要でなからうかというようないろんな意見もございました。そこで、6名ということになると、議長が除かれるということで、2名減の13名ということになるのかなと、こういうふうに思っております。

それと、今、議会改革・活性化の関係について、特別委員会ではいろいろと調査・研究が進行中でございますけれども、議会の審議が少し足りないということで議会の空洞化を招かないためには、余り減にするよりも13名くらいがいいんじゃないかなということもございまして、また、5項目掲げている中のことしか考えていなかったわけですけれども、とにかく執行機関に対する一応のチェック機能が果たせるということと、最近、なかなか使わないのですけれども、足寄町は全国

でも町村としては広大な面積を抱えている町村ということでございます。それで、その中に各地区に点在して住民がいるということで、そういう意見も聴取していくということになると、人数が多いほうがということで考えていたところです。

本別町とかほかの町村のことについては、比較検討はしておりません。足寄町は足寄町独自の考え方、足寄町特別委員会独自の考え方で、そういう意見になったということでございます。

それと、2名減に対する質疑の時間をどの程度費やしたのかということでございますけれども、この件については、僕のほうで時間もはかってないし、わかりません。お答えすることも、またできないのですけれども、それはおのおのが十分自分の見識を示してくれたと、委員会ではそう思って、それでこの決定をさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 足寄独自のやり方でやっていただいて、それはいいのですけれども、それであればなおのこと特別委員以外の人へのきめ細かな説明と報告が、3カ月に1回とは言いませんけれども、せめて半年に1回あってほしかったというのが私の感想です。議員全体でやっているわけでないですから、そしてしかも、全員の身分とか活動、行動、議員に直接かかわる改革の活性化の話ですから、それはそういう配慮があつてしかるべきでなかったかなと思うわけです。その最たるものが前日配付という、そういうことで大変びっくりした次第です。

次の質問なのですけれども、今、たくさん項目がありましたけれども、定数に関しては来年の4月選挙が控えていますから、急がれて優先的にこれを抜き出しての今回は審議だったと思うのですけれども、そのほか改革、それから活性化に関する、今取り組んでいる重点項目ですか、それがありませんでしたら、何を今

審議しているのか、お知らせいただきたい。

もう一つは、今後、町民への公聴会、それからアンケート調査等、そういう具体的な計画があるのか、伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長 菊地一将君。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君） お答えいたします。

今取り組んでいる改革・活性化について、重点的な項目ということでございますけれども、まだ煮詰めていないということで、報告するところまでは行っていないということでございます。

広聴会の関係につきましては、議会運営委員会で広聴会を取り上げて、こういうように意思決定をされているので、特別委員会では広聴会のほうについてはまだ触れていないということでございます。

議長（吉田敏男君） その広聴とは違うのですよ。定数に関して住民の公聴会、こういうことですから。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君） 大変失礼いたしました。

先ほど申し上げたように、なかなか時間がとれなかったということもありまして、それでいろいろ委員会でもそれなりに審議を重ねてきました。そんな関係で、町民の公聴ということまで考え方も及ばなかったし、時間的にも余裕もなかったということになるかと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） 今回の議会改革・活性化等調査特別委員会につきましては、当然、行政改革の中の一部で、町民から見れば重要な注目ある委員会であったかと思っておりますけれども、大変御苦労さまでございましたけれども、その中で今回、来年が選挙ということで、中間報告ということで示されたわけで

ございますけれども、それで、次の項目を協議しましたという5項目、今、議員の方からありました。協議されましたことに対して、それぞれ委員会ではどういう具体的な内容で、こういう13名の人数になったということでございますけれども、それぞれの項目につきまして、例えば民意を反映できる最低限必要と思われる人数であること、これは重要な部分なのでございますけれども、こういったことについての結論、どういう論議をされて、どういう結論であったかということが具体的な見えないのではないかなという気がいたしますので、それぞれ5項目につきまして協議された具体的な内容につきまして、できればお知らせいただければというふうに思います。これは、町民の皆さん、本当に注目の部分だと思いますので、それぞれお願いいたします。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時27分 休憩

午前11時38分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁、足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長 菊地一将君。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君） 再三にわたり休憩をとらせて大変申しわけございません。

今の熊澤議員さんの質問に対してお答えをいたします。

報告書にもいろいろ書いてありますけれども、管内的に議員定数は、いろいろ経済状況も厳しいということもありまして、削減の方向に進んでいるということでございます。それで、本委員会といたしましても、これが100%正しいという意見は持ち合わせておりません。その中で、委員皆さんの総意で13名とすることがということで意思決定をされたわけでございます。

それで、項目ごとに協議されたことについてということの質問であったかと思っておりますけれども、この5項目につきまして、これに5

項目を掲げてはおりますけれども、これがすべてというか、管内の情勢を考えると、足寄町議会としてはこうあるべきだというようなことで、これに掲げさせていただきました。

だから、最後のほうに書いてあります広大な面積を有しているということで、生活者が点在してその地区に居住地として持っているということもありまして、今後、人口が多少なりとも減っていくかなと思うのですが、減るのはほとんどそういう過疎地帯のほうが減っていったら、足寄の市街に集中されるのかなと、こう思います。そうなってくると、当然、議員数も有権者の多いところから出られる方が多くなっていくかなと。そういうことでは、そういう点在する奥地に住まわれる人の意見も吸収できないということもありまして、13名にすることがいいのかなということで委員会の決定をさせていただきました。

以上です。

議長（吉田敏男君） 7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） おおよそ全体を見回した質問になったのですが、私もお願いしたいのは、町民の皆さんから見れば、今は本当に先ほども言いましたように、改革というのは注目を浴びているわけですから、やはり協議された重要なことだと思います。確かにこういうふうなこういう協議をしたのだよということなのではございますけれども、中身を町民から見れば、例えば減らすにしてもふやすにしても、どういう形で減ったのだ、ふえたのだということになりますので、その中身がこの部分だけではわからないような気がしますので、町民から見れば、例えば先ほど言いましたように、民意を反映できる最低限必要と思われる人数であることということに対して、町民から見れば、どういう内容であって、どういう人数なのかなというような形になるかと思っておりますので、この辺をもう少し具体的なことで協議されたことを、それぞれ委員の皆様のお意見を伺ったかと思っておりますけれども、そういうことでも構いませんの

で、こういう議論をされましたと、こういう各項目においてそれぞれの内容で議論されましたというようなことを説明願えれば、なおさら町民の皆様からは御理解いただけるのかなという気がするのです。そういうことです。

議長（吉田敏男君） 足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長 菊地一将君。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君） なかなか一つの筋書きというものがない中での委員会の立ち上げということで、大変苦慮しているところでございますけれども、今言った熊澤議員の質問に対しましては、人数が少ないより多いほうが民意を反映することができるのかなという判断もあります。そして、執行機関に対するチェック機能についても、同じことが言えるのかなと。

そして、今の常任委員会は、文教厚生と総務産業常任委員会の2委員会があるわけなのですけれども、例えばこれが12名ということで、1委員会が5名のところも出てくると。5名のところが出てくれば、委員長がそこから選ばれると4名だと。そこで、1名、その委員会がだれかが病気とか何とかで欠席される場合には、3名で審議するということになってくるのかなと思います。それで、賛否が分かれたときに、2対1ということになるのか。したら、2名の方の意見でもってその委員会の意思決定をされたものが本会議に報告されるという形になるかと思っております。それよりも少しでも多い委員会であれば、それが6名であれば、そういうことにはなっていないのかなということも協議をされました。それで、6名、6名の委員会、議長を入れて13名ということで意思決定をさせていただいたという経過もございます。

そんなことで、つづきには記憶はしていませんけれども、委員会の中ではそれなりにいろいろと協議されて、13名ということの意思決定をされたのですけれども、町民に説明する段階で、委員会でいろいろと協議され

たことを今ここでつぶさに申し上げれと言われても、ちょっと申し上げられないので、御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） 最後でございますので、委員長から、今いろいろな意見の中での広大な面積ということがありますよね。確かにそういうことだろうと思うのですが、ちょっと具体的になってしまうのですが、私、以前には面積、要するにどのぐらいの人数がいいのかなという中で、この面積の部分がありましたけれども、私としましては、それぞれ方面別に、人数は方面別にどのぐらいだろうかというようなことを考えますと、私は12名ぐらいが妥当だろうというような意見は持っていました。ただ、そういう中で、ただし、そうなりますと常任委員会の活動がどうなのかなと、そういうようなことでもあったかと思えますけれども、そこら辺についての具体的な広大な面積に対する議論されたことにつきましてお伺いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長 菊地一将君。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君） そういう質問をされても、広大な面積は広大な面積でありますよね。それで、議員というのは、自由にどこでも活動できるということでございますけれども、どうしても地域性というものもあって、なかなか一番奥地に住んでおられる方のところまでは意見聴取に行けないというのが、行かないというのが、何かそういうようなこともないわけでもないようなので、それで議員さんが多いと、広大な面積であってもだれかが足を運ぶ、そういう人も出てくるのかなというように思っております。それで、広大な面積という項目も設けさせてもらったわけなのですけれども。

そういう一つの文書にしても、いろいろな書き方、もう少し熊澤議員のわかりやすい書

き方もあったのかなと思いましたがけれども、私の能力の限界でもってこういう程度で終わったということで理解をしていただきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会副委員長 大久保優君。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会副委員長（大久保優君） 先ほどから熊澤議員からの質問がございますけれども、私らみたいに委員会として検討してわかるのですけれども、定員の何名であるという原則論はない。ただ、今、足寄町において今後の人数は何人かという、これは検討しました。ただ、その中で、これがすべての検討でなくて、いろいろのことでやってきました。議会運営会も、活性化でうちよりも前にいろいろと活動して、反問権だとか、答弁書の事前配付だとか、それから広聴関係のことをいろいろ議論されてきました。それで、今度、委員会も3委員会になるということになっております。

そういうものを含めながらうちも検討しているのですけれども、要するに議員の定数は幾らという原則論はないのですけれども、何でここでこういう民意を反映できる、これは人数が多いから反映できるというものではないのですね。やはり下の2行目にある議員の資質の向上、これを私たちが一生懸命これから図っていかう。要するに、議員の本当の使命は何であるか、これを追求していかなければならない。まして、少数精鋭は絶対あり得ないことですから。

この中で、今、委員長も言われたように、人数の6人ということは、すべてつながっていることなのですけれども、やはりこれから議員の人数が少し減っていく、そのためには議員の資質を向上しなければなりません。

そして、特に今うちらが重点に取り組んでいるのは、議会活動の広報と広聴、要するに議会が住民の前に出ていっているいろいろと広報

をしていくとか、そういう活動を目的にこれは協議していきます。

それと、執行部に対する十分なチェック機能も、当然、これは議員の資質の向上に努めていかないと、これもなかなか高まらぬ。それで、いろいろな質問・質疑に関しても、なかなかきちっと出ない。そういうことで、このチェック機能を果たすためには資質の向上、議員相互の勉強も大事だということです。

それと、委員会活動の活発な活動というのは、特にこれは今言ったように、人数が少なくなり4人、5人になると、わずか3人か4人で大事なことを決断しなければならぬ、これは大変危険なことだと思います。そして、人数が少なくなるほど、組織の人が出てくることにあって、一般人が出てこれなくなると、なかなか町民の情報もとれないという危険性があります。

それも含めた審議の空洞化、これも同じことです。そして、これから住民の意向を行政に生かせる、どういうふうにやっていくかということは、住民との対話、広聴を持続的にやっていくことが大事なことです。

そういうことを含めて、議員定数2名減は、私たちが3町を視察していて、特別委員会ではおのずからそういう見識が生まれて出てきた。それで、皆さんと大した議論、3人、2人、3人、4人というの、4人はなかったけど、3人ぐらいの減にしようかというのは当然ありました。けど、これが皆さんの審議の結果、2名となったことです。

以上です。

議長（吉田敏男君）他に質疑はございませんか。

5番 木村明雄君。

5番（木村明雄君）まず、今、中間報告ということであるわけなのですけれども、ここに5項目がある。その中をずっと精査させていただきながら考えてみると、足寄町は地域性の問題もある、そして広大な広い土地があるということの中で、前回、4年前は18

名で構成して議会運営をしていたと。そして、15名になったと。これは、毎回毎回、3名もしくは2名ずつ減らしていくのは、これは皆さんの民意で減らすということになれば、これは仕方ないことだし、やっていかなければならぬということにはなるわけなのだけれども、そこで、やはり陸別町も減らしたと、本別町も減らしたと、足寄町もこれは減らさなければならぬのかという形の中で、今進んでいるということになるかと思うのですけれども。

そこで、減らさないで、これは足寄町は特別、先ほど言ったように地域性があると、そして、ほかの町から見ると面積が3倍も4倍も大きな町だということから考えると、人口だけの問題ではないのかなと、そんなふうな気がするわけなのです。

そこで、先ほど高道議員が言っていましたように、この調査委員会、これは16回やった。これはできることだったら、本当に去年のうちに1回くらいはこういう話し合いの場があって当然ではなかったのかなと、そんな気がするわけなのです。

そして、きのう、委員会のこれをいただいた中で、私も何が何だかわからない。初めて、これは本当に知ったというようなことの中で、この辺について伺いたいと思うのですが、お願いをいたします。

議長（吉田敏男君）足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長 菊地一将君。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君）先ほどお答えしたところなのですけれども、きのうの配付ということで、大変申しわけないと思っております。

中間報告がきのうに至ったということ、今まで何の報告もなかったということにつきましては、委員会の審議がなかなか進んでいなかったということもありまして、そして、きょうの報告事項の取りまとめについて、委員長のいろいろな不手際がございまして、時間がぎりぎりになって、きのうの配付という

ことになったということでございます。大変申しわけないと思っております。

おわびを申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 5番 木村明雄君。

5番（木村明雄君） これについては、これは本当に町民の皆さんそれぞれに関心のある、そしてまた、議会運営については大事なことだと思うわけなのですよね。そこで、先ほどから言っているように、21年からことしにかけて16回もやっている中で、1回も開いていないということがどうだったのかなという部分が、これが心に残るわけなのですよ。

そして、タイムリミットはすぐそばまで来ている、これからどういうふうに、これは削減問題についても、きょうは中間報告だということだから、これで決まったということではないのかもしれないけれども、やはり真剣な形の中で考えていただきたい、そんなふうにするわけでございます。

それから、大事なことは、今15名いると、そして、これが2名、3名ずつ各町村が削減をしているということの中で、足寄町も前回削減しているわけだから、そこで、またここで2名削減をするということについて、先ほど言われていた足寄町は地域性でも特別な町だということの中で、広大な面積を有するという点については、これはほかの町とは違うのだということがあります。

これは、我々も総務産業委員会の中で、町有林を視察するというか、見回りをすることについても、朝から晩までびっちり本当に歩き回る、本当に乗りっ放しだと。もしくは、道路の維持管理についても、それから草を刈るにしても、何でも本当に皆さんがそれぞれに大変な思いをしながら調査をしているということの中で、本当に果たして、これは15名が13名にすることは、この意見は出ていたのか出ていなかったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 足寄町議会改革・活

性化等調査特別委員会委員長 菊地一将君。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一将君） 今の木村議員の質問に答弁をいたします。

13名という声もありました。現状維持という声もありました。12名という声もありました。その中で、定数を削減するということになりますと、委員会の構成とか、議会のチェック機能だとか、いろいろなものの要素が絡んでくるということもありまして、本当は多いほうがいいのだろうと思えますけれども、今の経済情勢がこういうことでございますから、十勝管内におきましても削減の方向で町村が進んでいるようにも聞いております。その中で、足寄でも、いろいろな財政状況からいろいろと判断すると、13名がよろしいのではないかとということで、最終的に2名減の13名ということで決定をさせていただきました。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 職員と言い争いをしたのが悪いということで、出席停止3日間が終わって初めての議会ですけれども、いろいろ説明されているのですけれども、中間報告で13人というふうに出したからには、それが妥当かどうかということ、本当に町民へのアンケートなり公聴会なり、これは絶対開いてやらなければいけないことなのかな。

10人だろうと15人だろうと、どちらでも構わないと思うのですよね。それが町民の意思なのか、一番問題なのはそこにあると思う。いろいろな理由をつけても、町民がどう考えているか、どう思っているか、そこが一番の重要なことで、問題視していかなければならないことだから、これは議会で13なら13、特別委員会で13と出したのだったら、これでいいのかどうかという、それをぜひやるべきだと思いますから、それを特別委員会で検討していただけるかどうかを聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） ここで、昼食のため
暫時休憩をいたします。1時再開といたしま
す。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を
再開いたします。

委員長の答弁から始めます。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会
委員長 菊地一将君。

足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会
委員長（菊地一将君） 矢野議員の質問にお
答えをいたします。

今から町民の意見を聴取するとかアンケ
ートをとる予定はないのかということであ
ったかと思えます。その中で、今ここで町
民からの意見聴取とかアンケートをとる
というようなことは考えておりません。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子
君。

9番（矢野利恵子君） 町民からアンケ
ートをとったり意見を聞くということは全
く考えていないということなのですか
れども、それでいいのかなって。議員の
務めというのは、町民の意見を反映する
ところにあるのではないかな。町民不在
のまま議員定数を変えていく、これは問
題があるのではないかなと。大体13人
にしても、足寄町よりも人口の多い本
別町が12人になっている。それより
も1人多くするということに対しては、
町民に説明責任があるのではないかと。

現時点では考えていないなんて、本当
にとんでもない答えをもらったのです
けれども、それは議員としてあるべき姿
ではないかと。議員というのは、町民の
意見を反映するために出てきているわけ
だから、その点は本当に考え直せと言
って、考え方の違いだから考え直すこ
とはできないのかもしれないけれど、
こういうことで出してきた結果につい
ては、いかがなものかと疑問が残るの
で、やり方について賛成はできないな
と思えます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はござい

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） それでは、これ
で質疑を終了いたします。

次に、自由発言、自由討論を行いた
いと思います。どなたか発言があれば、
許したいと思います。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 人数をどうす
るかについては、私もいろいろな人に
問いかけて、意見を聞いてきたわけ
ですよ。減らしたらいいのか、ふや
したらいいのか、そのままにしたら
いいのか。ただ、ほとんどの人の
意見は、人口もどんどん減っている
ことだし、本別町も3人減らして1
2人にしている。足寄町は、最低
というか、最高というのか、12
人ぐらい。下手すると、人口は本
別より少ないのだから11人が適
当ではないかという意見もあった。
その中で、減らすのは仕方のない
ことだなと。

ただ、私の希望としては、減らした
ほうがいいのかという意見が出る
のではなくて、議員がいろいろな家
庭に訪問して歩いていて、みんな
が何を思っているか、どんなこと
をやってもらいたいのかということ
の解決のために全員が奔走してい
れば、議員さんはもっといたら
いいねって、少なくするなんてと
んでもない話だ、こういう議員さ
んがいっぱいいてくれたらいい
という話になっていかなければなら
ない。

議員を削減したほうがいいのかとい
う意見も、私もいろいろな人に聞
いたらそういう意見が出るというこ
とは、議員本人たちの我々にも責
任があるのかなって。町民の要求
にこたえていないから、そういう
ふうに議員を削減したらいいとい
う声が出てくるのだから。

討論と言われても、今時点で私は1
3人にするということに対して賛
成するか反対するかということにつ
いては、保留というか、どうとも
言えないわけですが、これからも
私の希望としては、ほかの議員
さんたちもいろいろな人に聞いて、
町民の意見がどこに

あるのか、全体的な公聴会もアンケートもとらないと言うのだったら、個人的にいろいろな人の意見を聞いて、どういうふうにするかということを決めていってもらいたいなと、それだけです。

議長（吉田敏男君） 他に御発言はございませんか。

5番 木村明雄君。

5番（木村明雄君） これについては、私はこれは自由討議ということの中で、先回、18名が15名で進めてきた、そして、今回は13名で進めていくということの中で、一たん削減をしてしまって、これはうまくなかったと、また今度はふやそうと言ったって、これはそういうことにはならぬというふうに考えるわけなのですよね。そこで、これについては、タイムリミットがあって、これから先に時間はないのかもしれないけれども、もう一度慎重に考えていただきたいと、そんなふうに思います。

議長（吉田敏男君） 他に御発言はございませんか。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 先ほども質疑の中で申しあげましたけれども、議会改革の中の定数にまつわることに关しましては、改革論議とか活性化論議はともかくとして、定数を何人にするかという論議は、これは住民の意見も聞くべきだと私は思います。

ですから、削減決定の現場には、町民代表なり町民のアンケートなり、何らかの町民がかかわりのある中で決定していくことが望ましいのではないかと、そういうふうに。また、削減するにしても、数の決定の現場には参考意見でもいいですから、町民の意見を何らかの形で聴取すべきかなというふうに思います。その方が町民も、そこに参加したということで、全く蚊帳の外で論議されて、そして決定していくよりは定数に関しては望ましいのではないかと。

そして、これが来年の4月ということになると、6月の定例で決定していくということ

になるのかなと、それとも9月なのか12月なのかわかりませんが、いずれにしても時間がないということですね。ですから、早急にそういう具体的な対策なりスケジュール、どういうふうになっているのかちょっと見えないのですけれども、それをきちっと住民も全員でなくて代表でもいいですから巻き込んだ形でやっていってほしいなと思います。

それともう一つは、午前中、こうやって皆さんの16回の論議を、いろんな疑念やら疑問やら、質問がいっぱい出まして、半日かけてやっているわけですが、いっそのことこれは議員協議会で、全員の中でしていくべきことかなというふうに、これから変更できるならば、今までの骨格と原案はつくっていただきましたので、あとは全員の中でやっていくべきでないかなというふうに思います。それは、可能、不可能は別として、そういうふうにきょうの論議を聞いてて思いました。最初から全体でやるべきだったのかもしれないけれども、せっかく特別委員会をあれしているのですから、委員長も不徳のいたすところと何回も言っておりましたけれども、全体でやっていくときのかなということも思いました。

以上です。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 私も町民から広く意見を聞くことについて、本当にお願ひするところであります。

それで、多くの議員に対して町民の方から言われる中の一つに、1カ月で何日働いているのってよく言われるのですよね。そういうところでも、やはり議員というのは固定給がありまして、その中から活動費というのを生み出さなければなりません。そういうことも理解していただかなければなりませんけれども、やはりこれから若い世代が立候補できる環境を整えるということも必要ではないかと思ひます。その中で、広く町民の方にも、そのことについてもどのように考えをお持ちなのかということも聞いてみたいと思ひます

し、それにこたえるべく、大久保委員が先ほど申されましたけれども、議員の資質を高めるとか、その答え方にも議員の資質ということも感じておられる方もいらっしゃると思います。だから、そういうことの会を設けることというのは大変大切なことだと思いますので、考え、検討していただきたいと思いません。

議長（吉田敏男君） 他に御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 委員長、特にありませんか。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

8番（高橋幸雄君） その他ありませんかではなくて、重要案件になるから、議員の方にはすべてこのことについて御発言していただくということをすべきだと思います。

議長（吉田敏男君） まだ御発言がない方も何人かおいでであります。特に発言を求めたいというふうに思います。

6番 川上初太郎君。

6番（川上初太郎君） 今まで各議員の方々から御意見を伺いました。今回、特別委員になられた方々には、大変何というのですか、難しい立場に立っての議論でなかったのかなというふうに私は感じました。

ただ、何人かの方々がおっしゃっておられるように、具体的に町民の住民投票というところまではどうかなという思いもありますけれども、そういった形も一つの方法なのかなというふうには思いますけれども、特別委員会の中で5項目にわたっての判断をされているということを私は尊重をいたします。

ただ、私どもも町民あつての議員でございますから、それではあなたの門下生ではないけれども、家族の方々の意向も全部わかりますかなんて言われると、ちょっと私も即答できない部分もありますけれども、そういう立場の中では、当然、今の社会情勢の中で、他町村も議員の定数を減らしてきているということも、これは町民の方は皆さん大体ひとし

く理解をしていると思いますから、厳密に言えば、住民投票でも2名減の13名をとという問い方もできるかもしれませんがけれども、これは議会として重い立場の考えで決定されたことですので、私はこのことに対しては勇気のある決断でなかったのかなというふうに理解をしております。

議長（吉田敏男君） 次に、11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 午前中からの皆さんの議論等を聞いていまして、まず冒頭、今回、特別委員会を設置したということは、我々も議会の中で承認していることが一つですね。特別委員会ということで、それが一つですね。

だから、確かに3月17日から21年度は12回ですね、それから22年になってから4回と、16回やっていますね。だから、このこと自体は、やっていることに対しては、確かに本当に川上議員がおっしゃっているように、非常に難しい問題だと思うのですね。それは、議員定数を減らす、ふやすというのは、これは確かにそれは議論できるのですけれども、ただ、人数を何人減らすとか、何人にしたらいい、何人ふやす、これをやるということになると、相当難しい議論になると思うのですね。だから、今回、16回の中できょう出てきた内容については、そういう議論のいろんな意見があったと思うのですね。例えば13がいい、12がいい、現状維持がいいということまで委員長から報告されたから、そのことはそのことでもいいと思うのです。

ただ、私は、先ほど来皆さんが言っているとおり、16回もやった中で、なぜもう少し早目に、これは委員長も言っていましたけれども、いろんな時間的な都合とかそれがあってできなかったと、それは理解できるのですけれども、やっぱりそこは私も、なぜ秋にでも1回できなかったか、そこは私はそう思っています。

ただ、私は、7の方がこれだけの委員会

をやって、最終的にこういう結論みたいのを
出したわけですから、それは私は尊重したい
と思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 他に御発言はござい
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） それでは、ないよう
ですから、これで報告を終わります。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告
を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。
これを許します。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをい
ただきましたので、5点について行政報告を
申し上げます。

まず、カナダ・アルバータ州北海道訪問団
への参加について報告をさせていただきます。

北海道にあっては、昭和55年にカナダ・
アルバータ州との姉妹提携に調印し、以来、
学術、文化、スポーツ等、幅広い分野で活発
な交流を行っております。特に姉妹提携の節
目となる5年ごとの周年には、両地域の代表
団の相互訪問や記念式典、大規模な総合展な
ど、多彩な行事を実施し、友好親善を深めて
きました。

北海道では、ことしがアルバータ州との姉
妹提携調印から30周年という節目の年に当
たることから、7月12日から18日までの
日程で、知事を初め道議会代表、産業界、道
内姉妹都市などから成る訪問団を編成して訪
問する計画を進めており、カナダ・ウエタス
キウィン市と交流があります本町にも、この
訪問団への参加要請が参っております。

本町とカナダ・ウエタスキウィン市との交
流は、平成2年に姉妹提携を結んでから、こ
として20年となります。これまで、町民
ジェットや中学生高校生海外研修派遣を初

め、ウエタスキウィン市からの国際交流員の
招聘などにより、町民の英語の習得と外国の
文化や生活、歴史などの理解と交流を深める
よう努めてまいりました。

本町といたしましても、この20年の節目
の年に、交流のきずなをさらに深めるため
に、北海道の要請にこたえ、私を初め、教育
委員長、議会代表、友好団体代表及び随行職
員の5名で訪問団を結成し、北海道訪問団に
参加し、北海道の交流行事に参加するととも
に、あわせてウエタスキウィン市長を表敬訪
問することといたしました。

なお、隔年で実施しております町民ジェッ
トと中学生高校生海外研修派遣について、こ
としは町民ジェットを予定しておりましたが、
ことしのウエタスキウィン市との交流は
この訪問団の派遣にかえ、取りやめることと
いたしました。

今臨時会に訪問団派遣経費の歳出補正予算
を提案させていただきましたので、よろしく
御審議を賜りますようお願い申し上げ、報告
とさせていただきます。

次に、子ども手当に係る申請書様式の誤り
についてでございます。

本年度6月から支給が開始される子ども手
当の認定事務手続において、対象世帯に送付
した子ども手当認定請求書の様式の一部に誤
りがありましたので、経緯と対応について御
報告を申し上げます。

3月2日に厚生労働省から子ども手当支給
に向けた認定請求等に要する各種ひな形が示
され、それらに基づいて事前準備を進めてま
いりました。

4月1日に子ども手当関連法案が成立し、
4月8日に電子メールにより成立後の関連法
案が示されました。4月21日に従来の児童
手当受給者を除く83戸の対象世帯への案内
準備が整い、翌22日に申請関係書類を送付
いたしました。

申請関係書類のうち、3月2日に示されて
いたひな形の認定請求書様式には、年金等の
記号番号の記載欄がありましたが、電子メー

ルにより通知された最終的な認定請求書様式においては、年金等の記号番号の記載欄が削除されておりました。しかし、特に様式変更の周知がなかったことから、様式の一部削除には気づかず、変更前の様式で書類発送を行っておりました。

翌23日に他市町村の様式誤りに対する新聞報道により、当町の様式を確認したところ、同様の誤りが確認されました。このことは、新聞等で報道されたところでありませんが、現在まで問い合わせ等はありません。

以上の経緯により、対象世帯の方々に対し認定請求様式誤りによるおわびと、年金等の記号番号は記載不要である旨の案内通知を行いました。

なお、年金等の記号番号の有無による子ども手当受給への影響は発生しないものであります。

今後において同様の誤りが起こらないよう、また、子ども手当の円滑な支給に向け十分な注意を払い事務を取り進めてまいる所存でありますので、議員各位の御理解をお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

次に、足寄町下水道中期ビジョン2010の策定についてでございます。足寄町下水道中期ビジョン2010を策定しましたので、御報告を申し上げます。

本町の下水道は、平成6年に事業を着手して以来、事業認可の拡大変更を経ながら管渠と下水処理場の建設を行い、平成12年に供用開始し、下水道事業を当町の最重要施策として、快適な生活環境の実現に努力してまいりましたが、近年の少子高齢化、人口減少時代の到来などにより、下水道を取り巻く環境は大きく変化しています。

国は、平成17年9月に下水道ビジョン2100を、また、平成19年6月には下水道中期ビジョンを策定し、下水道政策の基本的な方向と具体的な施策の考え方を示しました。

これを受け、北海道は、平成21年3月に北海道地方下水道ビジョンをあらわし、各地

方公共団体がそれぞれの視点で地域特性を考慮した下水道ビジョンを策定し、具体的な事業計画の方向性を定めることとしております。

そこで、足寄町としましても、北海道の方針に基づき、今後10年間の本町の下水道が目指すべき方向と事業展開を町民の皆様にご理解をいただくため、足寄町下水道中期ビジョン2010、これは2010年から2019年度を策定いたしました。

今後も、本ビジョンの基本理念、下水道で快適な環境に向けたまちづくりを目指し、汚水処理の普及促進、水環境の保全、下水道資源・資産の活用、地震に強い下水道、下水道ストックの適正管理、経営基盤の強化の目標に沿った各種取り組みの充実と推進を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます、御報告といたします。

なお、具体的施策の詳細につきましては、本日記付いたしました足寄町下水道中期ビジョン2010を御参照願います。

次に、土地区画整理事業に係る訴訟等の現状についてでございます。

平成22年3月19日、札幌高等裁判所第2民事部において、控訴人浅川雅巳氏に係る「仮換地指定処分等取消請求控訴事件」の判決が言い渡されましたので、主な内容について、御報告申し上げます。

判決の主文は、一つとして、本件控訴を棄却する。二つ目として、控訴費用は控訴人の負担とするものであります。

判決理由は第一審判決とほぼ同様であります。控訴審において控訴人が追加した4点の主張については、まず、1点目の主張である「仮換地による土地の移動は1メートル以内にすべき」との主張に対し、「控訴人は、仮換地が従前地とほぼ同じ位置にあるということは、1メートル以内の移動と主張するが、法令上1メートル以内という数値的基準はなく、照応が諸般の事情を総合考慮した上での総量的判断であることにかんがみれば、

1メートル以内というのは、独自の見解であって採用することはできない」。

2点目の主張である「減歩率は1パーセント以内にすべき」との主張に対し、「減歩があっても仮換地が従前地と照応しているためには、減歩率が1パーセント以内と主張するが、法令上1パーセント以内という数値的基準はなく、照応が諸般の事情を総合考慮した上での総量的判断であることにかんがみれば、1パーセント以内というのは、独自の見解であって採用することはできない」。

3点目の主張である「本件建物は中で仕切られ、国道側から利用する車庫部分と、町道側から利用する倉庫部分とに分割されているため、町道側からの利用ができなくなると倉庫部分の利用ができなくなる」との主張に対し、「本件建物が中で仕切られ、車庫部分は国道側に面し、倉庫部分は町道側に面しており、町道側からの利用ができない土地になると、倉庫部分の利用ができなくなり、商売に支障が生じると主張するが、西側に隣接する仮換地は、被控訴人に買収され、駐車場の用地となる予定であることが認められ、これらの仮換地上に、建物が建てられたり、塀等が造られる可能性が低いから、町道廃止後の本件仮換地に西側から出入りすることは可能であると推認される。したがって、本件建物の構造が現在のままだでも、倉庫の利用は引き続き可能であり、利用状況に差異は認められない。したがって、控訴人の主張を採用することはできない」。

4点目の主張である「減歩率の比較はすべての街区において行うべき」との主張に対し、「控訴人は、減歩率の比較をすべての街区で行うべきと主張するが、公平の原則は、施行地区内の権利者間における実質的公平を意味するから、類似した境遇の権利者との比較をすれば足り、常にすべての街区について比較をしなければならないものではない」。

なお、控訴人が主張していた申出換地の違法性については、「本件申出換地における記載不備等の手続き瑕疵や目的の違法を主張し

ても、本件申出換地の無効をもたらすものではない」と述べた上で、「申出換地の違法性について控訴人が主張し得るのは、申出換地の手法が用いられたことによって、控訴人に対する仮換地処分に違法が生じた場合に限られる」旨述べております。

以上により、控訴人の請求は理由がない。よって、本件控訴を棄却するという内容であります。

次に、平成22年4月22日、札幌高等裁判所第3民事部において、控訴人丸山公嗣氏外2名に係る「仮換地指定処分等取消請求控訴事件」の判決言い渡しの主な内容について、御報告をいたします。

判決の主文は、1点目として、本件控訴を棄却する。2点目として、控訴費用は控訴人の負担とするものであります。

判決理由は第一審判決とほぼ同様であります。控訴審での判断は、1点目として、仮換地指定処分に関する各通知について、「直接施行が既に完了した以上、控訴人の訴えのうち、本件各通知処分の取消しを求める部分は、その利益を失ったというほかになく、控訴人の主張は採用できない」。

次に、2点目の主張である他街区の減歩率と差異がある点については、「控訴人らは、減歩率が他街区と比較して著しく不公平であると主張するが、新設道路が設けられるなど、それぞれ事情が異なるのであるから、減歩率が大きいからと言って、そのことから直ちに控訴人らが著しく不公平な取り扱いを受けているとは言えない。したがって、控訴人らの主張は採用できない」。

3点目の主張である「本件申出換地は、土地区画整理事業を逸脱しており、違法である」との主張に対し、「申出換地については、申出換地によって申出人が著しく有利な取扱を受けるなどした結果、控訴人に対する仮処分が公平の原則に反して違法となるなどの特段の事情がない限り、申出換地の違法が本件仮処分の違法性に影響を及ぼすものではない。本件申出換地は、土地区画全体として

みれば公共施設の整備及び宅地利用の増進に資するものといえるのであって、土地区画整理事業の目的に反するとは言えないものであるから、前記特段の事情は認められないというべきである」。

以上により、原判決は相当であり、本件各控訴は理由がないから棄却するという内容であります。

施行者としては、第2審の高等裁判所においても、法に従って行ってきた本件仮換地指定処分の適法性が改めて認められた判決内容にとらえております。

次に、最高裁判所への上告等の関係について、御報告申し上げます。

控訴人浅川雅巳氏が、札幌高等裁判所の判決に対して不服を理由に、平成22年3月31日付で、同裁判所に「上告受理申立て」及び「上告の提起」を行ったことについては、4月1日被控訴代理人弁護士が同裁判所に確認しておりましたが、同裁判所から4月20日付で郵送された「上告受理申立て通知書」及び「上告提起通知書」を同月22日付で受理いたしました。

今後におきましては、上記各通知書の理由書が到着次第、委任弁護士との協議を踏まえ、これまで同様、適正な対応を通して正当性を主張してまいりますので、引き続きの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、国民健康保険病院診療科の変更等について報告を申し上げます。

国民健康保険病院の診療科につきましては、現在、内科、循環器内科、神経内科、外科、消化器外科、肛門外科、婦人科、精神科、整形外科、眼科の10科の診療科を標榜し、専門的知識を有した医師により診療を行っているところですが、神経内科の専門医として勤務いただいております山本雅彦医師が3月31日をもって退職されましたことから、神経内科を廃止することといたしました。

神経内科受診患者実績でございますが、平

成20年11月から診療を開始し、平成20年度は、平成21年3月までの5カ月で22名、平成21年度は、平成21年4月から6月まで14名となっておりますが、7月以降は受診患者実績がない状況となっております。

今後の神経内科の疾患につきましては、内科で対応いたしますが、専門医による治療が必要と判断される場合につきましては、医療連携をとっております専門の医療機関に紹介するなどの対応をしております。

なお、神経内科廃止に伴い、足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を今議会に提案しておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、看護師の保育支援についてでございますが、現在、国保病院に勤務する看護師で、町の保育ママ制度を利用し、町からの支援を受けながら子供を預け、勤務を続けている職員がおりますが、夜間勤務時において、病院職員厚生制度及び町の制度には、夜間に子供を預ける制度がないことから、個人で子供を預ける場合には大きな負担となり、やむなく退職せざるを得ない状況となっております。

当院の看護師は、4月1日付で4名の採用があったものの依然として不足している状況であり、子供を育てながら夜間勤務のある看護師業務を続けられる支援制度の整備が早急に求められています。

町における保育ママ事業等による夜間保育事業の制度については、今後、国保病院及び福祉課において調査検討することとしておりますが、時間を要することから、当面の措置として、福祉課所管の保育ママとして子供を保育されている方々に御協力をいただき、国保病院との間で夜間保育にかかわる業務を委託契約し、子供を預けながら勤務する看護師の支援を図ることといたしました。

なお、委託にかかわる関係予算につきましては、当面の対応として、既決予算を使用さ

せていただき、今後、新たな夜間保育利用者等がある場合につきましては、改めて補正予算の計上をお願いしたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

報告承認第1号

議長（吉田敏男君） 日程第5 報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度足寄町一般会計補正予算（第16号））の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

専決処分書、平成21年度足寄町一般会計補正予算（第16号）を別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成21年度末において地方交付税、寄附金、基金積立金等の変更及び繰越明許費の追加により、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

専決処分した補正予算の内容について御説明申し上げます。2ページをお願いいたします。

平成21年度足寄町一般会計補正予算（第16号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,344万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億4,207万8,000円とするものでございま

す。

歳出から御説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

6ページ、総務費、総務管理費、基金積立金、積立金におきまして財政調整基金積立金といたしまして4,212万3,000円を計上いたしました。

民生費、老人福祉費、介護保険助成費、繰出金におきまして、介護保険特別会計繰出金といたしまして63万円を計上いたしました。

土木費、都市計画費、下水道費、繰出金におきまして公共下水道事業特別会計繰出金といたしまして69万3,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。5ページにお戻りをいただきたいと思えます。

地方交付税におきまして、特別地方交付税といたしまして3,870万3,000円を計上いたしました。

寄附金、民生寄附金におきまして、社会福祉寄附金といたしまして504万円を計上いたしました。

基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金としまして29万7,000円を減額いたしました。

以上で歳入を終わらせていただきます。

2ページにお戻りいただきたいと思えます。2ページ右側の下の方でございますが、第2表で繰越明許費補正、追加1件を行ってございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 繰越明許費のことについて、これは去年の9月の定例会で議会を通ったものですがけれども、確認したいので

すけれども、要するにこれは国から1億9,000万円、道から2億4,000万円、それ以上来るとというのが、これは来るのがおくれたから今回のことになったのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長 大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

矢野議員仰せのとおりでございまして、国からの交付決定等がおくれ、ぎりぎりまで交付決定を待っておりましたが、着手できないということで繰り越しをするという措置にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 国からの決定がおくれた理由としては、一体何だったんでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長 大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

私ども、再三にわたり、年度末ぎりぎりになってまいりまして、事業が冬期でございまして、施工等に対して支障が出るということではありますが、再三国のほうに確認行為を行っていましたが、なかなか内部的なものの処理でできないということだけでも、私のほうには明確に、こうこういう事由でおくれているというような回答はございませんでして、決定まで待っていただきたいという話でございまして、私どもは明快に国のほうの事務手続がどのようになっているかというのが定かでないけれども、政権交代等もいろいろございましたから、そういったことの影響もあったのかなとは思いますが、明快なものはいたできておりません。

議長（吉田敏男君） 5ページから6ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、2ページ、第2表繰越明許費補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括でございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度足寄町一般会計補正予算（第16号））の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度足寄町一般会計補正予算（第16号））の件は、原案のとおり承認されました。

報告承認第2号

議長（吉田敏男君） 日程第6 報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長 南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によ

り、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

専決処分書、平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成21年度末において公課費の変更により、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。

内容について申し上げますので、8ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,514万8,000円とするものでございます。

歳出から補正の内容について申し上げますので、11ページをお開き願います。

下段の歳出、総務費、総務管理費、一般管理費におきまして、公課費、消費税及び地方消費税といたしまして、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの中間申告対象期間における納付税額の確定に伴いまして69万3,000円の増額の予算を計上させていただきます。

上段の歳入でございます。繰入金、他会計繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして歳出同額の69万3,000円を計上いたしました。

以上、専決処分いたしました平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

11ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括でございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて(平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて(平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))の件は、原案のとおり承認されました。

報告承認第3号

議長(吉田敏男君) 日程第7 報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて(平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第5号))の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 堀井昭治君。

福祉課長(堀井昭治君) ただいま議題となりました報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によ

り、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

専決処分書、平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第5号)を別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成21年度末において介護サービス給付費、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費の変更により、予算の補正をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。

内容について申し上げます。13ページをお願いいたします。

平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ503万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億499万9,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。17ページをお願いいたします。

理由といたしましては、3月、第1回定例会におきまして、介護保険にかかわる各種介護サービス給付費等の年間必要見込み額を推計した補正予算を提案させていただきましたが、その後、1月、2月分の各種介護サービス給付費等が推計額を超えました。既定予算では不足することが判明いたしましたことから、各種介護サービス給付費等として総額503万円を計上いたしました。

次に、歳入であります。16ページをお願いいたします。

町負担分としての一般会計繰入金63万円を計上いたしました。介護給付費準備基金繰入金として440万円を計上いたしました。

以上で、専決処分いたしました平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第5号)についての御報告といたします。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

す。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

16ページから18ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括でございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて(平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第5号))の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて(平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第5号))の件は、原案のとおり承認されました。

議案第46号

議長(吉田敏男君) 日程第8 議案第46号足寄町携帯電話鉄塔整備工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました議案第46号足寄町携帯電話鉄塔整備工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成22年4月23日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した足寄町携帯電話鉄塔整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的でございますが、足寄町携帯電話鉄塔整備工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額につきましては、1億1,844万円でございます。

契約の相手方でございますが、東京都渋谷区道玄坂1丁目16番10号、共立建設株式会社代表取締役辰村裕司氏、代理人、札幌市中央区北4条西16丁目1番地、共立建設株式会社北海道支店取締役支店長金澤洋氏でございます。

工期でございますが、平成22年9月30日。

支出科目でございますが、総務費、総務管理費、情報化推進費、工事請負費となっております。

20ページ、21ページに工事位置図、鉄塔立面図を添付してございますので、御参照願いたいと存じます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 携帯電話の鉄塔工事ということで、専門的な工事だから足寄町の業者さんは入札できないと思うけれども、入札業者数と落札率をお答えいただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

指名業者は5業者でありまして、議員御指摘のとおり、この種の鉄塔の工事でありますから、専門知識、専門技術が必要だという部分で、足寄町にこの間、指名願いが出されている中から、鉄工工事を受注をしているといった業者を選考させていただきました。当然、最終的には、通信サービス、携帯サービスを行う業者との連携が必要でありますので、そういった部分の御意見も伺いながら、最終的に東京の道外業者2社、それから道内業者3社の合わせて5社の指名をさせていただきました。地元については、議員御指摘のとおり、技術的にはかなり困難性があるということで、入っておりません。

それで、もう1点、落札率の関係でありますけれども、設計額に対して落札率は85.28%という形になっております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 1点お伺いいたしますが、工期はこれは9月30日ですよ。そうすると、この鉄塔の整備完了が9月30日で、今後の整備予定で伝送路の整備がありますよね。それと供用開始と関係あるのか、お伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長 大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

まず鉄塔整備をいたしましてから、この後、回線、伝送路関係を整備していくということがございまして、一応工事的には年内的にとということで考えてございますが、安全策をとって、一応年度内に完結したい、完全には年度内には供用開始させていきたいというふうに思っております。早ければ年内に可能なかなという現在の状況でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第46号足寄町携帯電話鉄塔整備工事請負契約についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第46号足寄町携帯電話鉄塔整備工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第47号

議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第47号足寄小学校校舎耐震補強工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました議案第47号足寄小学校校舎耐震補強工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成22年4月23日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した足寄小学校校舎耐震補強工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的、足寄小学校校舎耐震補強工事。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1億1,476万5,000円でございます

契約の相手方でございますが、足寄郡足寄町旭町4丁目24番地、株式会社木村建設代表取締役木村昭氏でございます。

工期につきましては、平成22年12月16日としてございます。

支出科目でございますが、教育費、小学校費、学校管理費、工事請負費でございます。

23ページから27ページにかけまして、平面図、立面図を添付してございます。御参照願いたいと存じます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) この工事については、町内の業者さんができることだから、指名業者は町内の業者さんだけではないかと思うわけですが、入札業者数と落札率をお願いします。

議長(吉田敏男君) 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長(田中幸壽君) 指名業者は8社あります。地元企業の参入につきましては、工事金額からいって特定建設業の登録をしている業者ということであれば、足寄町では2社しかございませんので、2業者を足寄町内の業者を指名し、そのほかについては十勝管内業者の6社を指名しております。

それと、落札率でありますけれども、95.4%になっております。

以上です。

議長(吉田敏男君) 9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 道内か道外になるのか、その業者さんは85.28%の落札率、そして町内の業者さんは95.4%。9

0%を過ぎたら、それは疑ってもいいのではないかと世間で言われている数字であることから、そういうことにかんがみても、余り余計な腹を探られないようなやり方、そして、町内の業者さんがすべて生き残っていくような、そういう仕事の振り分け方、それを気をつけてやっていってもらいたいと要望したいと思いますので、それについての答えをお願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） まず、落札率の問題から、最終的には町内業者に一定の配慮ということだったと思います。

常識的には、かなり難しい要望でありまして、地元業者は、先ほども言ったように、これは建設業法で決まっておりますので、特定建設業者でなければこの工事には参入できません。ということでいけば、2業者しかいないわけで、結果として、地元企業が一定の努力をされて、こういった金額でありますけれども、落札をしたのだらうというふうに思っております。

これ以上、どういった配慮を求められるのか、個々具体的なことをおっしゃっていただかなければ、対応方法については、私の立場からは申し上げられないというのが実態であります。

以上です。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） いつも特定の業者さんばかりが町の仕事を落札しているのではないかと、そういうことも言われているわけですから、たとえ特定の業者さんが落札していったにしても、その下に町内のいろいろな業者さんがついて一緒にやっていくように指導していただくか、そういうことが必要なのではないかなと。そして、町内の本当にすべての業者さんが生き残っていけるような、そういう工事的配慮をしていただけたらありがたいなということをお願いしたいと思っていたの

ですけれども。具体的にはこういうことです。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） 私の言い方が若干間違っていたかもしれませんが、まず、建設業の登録というのは、一般登録と特定建設業の登録、二つあります。一つは、北海道知事であり、特定建設業は大臣登録になっております。そういった部分で、私は特定の特定業者ということで申し上げているところであります、それは2社しかない。

だんだんわかってきましたけれども、特定建設業者が地元の一般登録業者とJVを組んで参加をするような指導はできないかということでもありますけれども、今、私どもが業者に対して、どことどこでJV、経常建設共同企業体の構成で組んで工事に参入しなさいというような指導は一切行っていません。あくまでも業者が主導で、この工事に対してはこの業者と一定の技術協力、それから運営の関係も含めてだと思っておりますけれども、それが経常建設共同企業体というのですけれども、そういったことで業者が足寄町に対してJV申請をしてくるということでありまして、主体的には業者責任という形で私どもは対応しております。

ただ、一般論としては、議員がおっしゃられるように、これから大きな工事でも減ってきますので、そういった部分でいろんな場面を通じて、業界関係者に対して、そういったことで地元でできる部分については、一定程度そういったJVといいますか、共同企業体を構成した中で努力をされませんかというようなことの投げかけはしてみたいというふうに思っています。

以上です。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第47号足寄小学校校舎耐震補強工事請負契約についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第47号足寄小学校校舎耐震補強工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第48号

議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第48号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました議案第48号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長等の期末手当の加算割合を平成21年度に引き続きまして、同様に22年度におきましても適用しないこととする改正でございます。

改正条文の説明をさせていただきます。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加えるものでございま

す。

第21項といたしまして、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に限り、条例第4条第1項中「100分の15の割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とし」を削るといたしまして、この内容につきましては期末手当の基礎額となる給料月額に加算割合100分の15を乗じないこととするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでございます。

以上のとおり御提案申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第48号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第48号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第49号

議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第49号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第49号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、教育長の期末手当の加算割合を平成21年度に引き続きまして、平成22年度も適用しないとするものの改正でございます。

改正条文の説明をさせていただきます。

足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加えるものでございます。

第12項といたしまして、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に限り、条例第4条第1項中「100分の15の割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とし」を削るといたしまして、期末手当の基礎額となる給料月額に加算割合100分の15を乗じないこととするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでございます。

以上のとおり御提案申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第49号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第49号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第50号

議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第50号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 大塚博正君。

福祉課長（堀井昭治君） ただいま議題となりました議案第50号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明いたします。

この条例の改正理由につきましては、国の障害者自立支援法施行令第17条及び第43条の3が改正され、非課税世帯における障害者福祉サービスの利用者負担上限額がゼロ円とされたことから、足寄町が行う障害者地域生活支援事業においても同様な利用者の負担上限額とするため、足寄町条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、改正の内容について御説明いたしま

す。

足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例。

足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を次のように改正する。

第9条第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3、利用者が同一の月に受けた費用給付事業に要した費用の額の合計額から前項の規定により算定された当該同一の月における費用給付事業の合計額を控除して得た額が利用者の家計に与える影響その他の事業をしんしゃくして規則で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず当該同一の月における給付費の額は同項の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において規則で定める額とする。

第10条第1項中「日常生活用具給付等事業に係るサービスを除く」及び「日常生活用具給付等事業に係る給付費を除く」を削る。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものとさせていただきます。

以上で、提案理由の御説明を終わります。

なお、右ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

御審議賜のほどをよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第50号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第50号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第51号

議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第51号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長 櫻井光雄君。

住民課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第51号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、提案理由の御説明いたします。

最初に、制定の理由について御説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令が平成22年3月17日に公布され、平成22年3月31日までの失効期限が平成28年3月31日まで6年間延長されたことにより、本条例を制定するものであります。

次に、制定の内容について御説明申し上げます。議案31ページをお開き願います。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例。

第1条においては、過疎地域自立促進特別措置法の規定を引用し、製造の事業、旅館業
これは下宿営業を除きます それから
情報通信技術利用事業の用に供する固定資産
について特例を設ける規定でございます。

第2条は、固定資産の取得金額が2,70

0万円を超えるものを対象とし、課税免除する規定でございます。

第3条は、家屋及び償却資産、当該家屋の敷地に係る固定資産税を3カ年に限り免除する規定でございます。

第4条は、課税免除の申請手続について規定しております。

第5条は、課税免除の期限を法の失効期限に合わせて、平成28年3月31日までとする規定でございます。

第6条は、課税免除の取り消しについて規定しております。

第7条は、規則への委任について規定しております。

附則規定の施行期日ですが、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものであります。

以上であります。平成21年度以前に固定資産税の課税免除がなされていまして対象事案2件は、既に3年間の免除期間が終了しております。また、現在、この条例制定による新規該当事案がないことを、あわせて御報告させていただきます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどを、どうぞよろしくお願いたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第51号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定

についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第51号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第52号

議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第52号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長 櫻井光雄君。

住民課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第52号足寄町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成22年度の税制改正を受けまして地方税法の一部を改正する法律、同法施行令等の一部を改正する政令並びに同法施行規則等の一部を改正する省令が平成22年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として4月1日から施行されたことから、本条例の改正を行うものであります。

次に、今回の地方税法の改正内容について御説明申し上げます。

まず、第1点目としては、個人住民税の扶養控除について見直しが行われまして、子ども手当の対象と重なる16歳未満の、通称年少扶養控除33万円が廃止となります。また、高校授業料の実質無償化の対象と重なる16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分12万円が廃止され、現行45万円の特定扶養控除額が33万円に削減となります。

なお、19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除額並びに70歳未満の扶養

親族に係る扶養控除額には変更はありません。

2点目は、扶養控除の一部が廃止となったことにより、扶養控除等に加算されていた同居特別障害者加算額を特別障害者控除の加算額に改組し、23万円を加算する措置に改正されております。

以上の改正は、平成23年分の所得により平成24年度分以後の個人住民税から適用されます。

3点目でありますけれども、生命保険料の控除について、保険ニーズの多様化により新たに介護医療保険料控除が設けられます。これまでの一般生命保険料、個人年金保険料と合わせまして控除できるように改組されておりますが、適用限度額はこの三つを合わせて7万円ということで、変更はありません。

4点目としては、本年10月からたばこ税率の大幅な値上げといえますか、引き上げがされます。後ほど、引き上げ率等について御説明申し上げます。

以上が地方税法の主な改正内容であります。この改正を受けて本町の税条例の改正内容について御説明申し上げます。

なお、改正条例中、文言の整備及び条項の整備に係る部分につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承いただきたいと思っております。

足寄町税条例（昭和58年条例第7号）の一部改正について御説明いたします。

議案書は32ページからとなっておりますが、参考資料、足寄町税条例の新旧対照表により御説明申し上げます。35ページをお開き願います。

新旧対照表35ページ下段の36条の3の2から次ページの36条の3の3の5項まで、これにつきましては個人町民税における扶養控除の見直しに伴いまして、給与所得及び公的年金等受給者に対して扶養親族申告書等の提出を義務づける規定が追加されました。これは、個人住民税の非課税限度額制度が扶養控除見直し後も維持されまして、非課

税限度額を算定するためには扶養人数を乗じて把握する必要があるということで、その記載事項及び様式の見直しなどを行い、所要の措置を講じた中身となっております。

次に、第44条の第2項から37ページの第4項までにつきましては、65歳未満の公的年金と所得を有する給与所得者につきまして、納税の便宜を図る観点から、年金所得の部分と給与所得に係る住民税を合算して、給与から特別徴収の方法により徴収ができるように見直しを行ったものでございます。

次に、新旧対照表38ページ下段の第54条第6項から次ページの第7項までにつきましては、これは地方自治法の一部改正に伴う条文整備でございます。

次に、新旧対照表39ページ中段の第95条につきましてであります。たばこ税率を1,000本につき現行3,298円を4,618円に引き上げるものです。

次に、同じページ中段の附則第16条の2につきましては、旧3級品の製造たばこ税率を、第95条の規定にかかわらず1,000本につき1,564円を2,190円に引き上げるものでございます。

同じページの下段、附則第19条の3につきましては、平成24年から上場株式等に係る税率が、本則税率が適用され、20%課税となります。個人の株式市場への参加を促進するため、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入するために新規に規定を設けたものでございまして、最高100万円の3カ年ということで、最高300万円までが非課税となる制度でございます。

新旧対照表40ページ、附則第20条の4から41ページ、第20条の5につきましては、これは法律の名称変更による条文の整理でございます。

41ページの附則の施行期日において、この条例は公布の日から施行し、原則として平成22年4月1日から適用するものであります。施行期日の異なる事項については、項

目ごとに第1条各号に規定しております。

第2条については、町民税に関する経過措置、第3条については、固定資産税に関する経過措置、第4条については、町たばこ税に関する経過措置について、それぞれ規定しております。

以上が条例改正の内容であります。今回の改正による影響額について御報告させていただきます。

まず、平成24年度以降に適用される個人住民税、これは道民税も含めてであります。平成21年度の課税資料をもとに年少扶養控除の廃止に伴う影響額の試算をしたところ、課税されている世帯の扶養控除670人ありまして、道民税、町民税、合わせて10%の税率ですので、2,211万円、非課税から課税世帯に変更されると思われる扶養控除は103人、全額課税にならないということで約170万円が増加、そして、生活保護受給者など非課税の扶養控除180人ありますが、これらを除きまして税収増額は2,381万円と試算されます。

また、特定扶養控除、高校生でありますけれども、12万円の削減による影響額は、課税世帯で137人、164万4,000円、非課税から課税世帯に変更されるものは、29人で17万4,000円、生活保護受給者など非課税の者30人を除く税収増額は181万8,000円という試算となりました。

年少扶養控除廃止並びに特定扶養削減による個人住民税全体の合計額は2,562万8,000円増加し、そのうち個人町民税、足寄町の町民税につきましてはその6割ですので、1,537万6,000円となります。ただ、現下の経済状況によりますと、給与所得等がどんどん減少しているということで、増税効果は余り期待できないのではないかとこのふうに見ているところであります。

また、扶養控除を見直しすることによって、住民税が増加します。そのことによりまして、医療や福祉制度の負担金に影響が生じてきますが、平成22年度税制改正大綱にお

いて、制度の所管省において負担基準の見直しを行い、適切な措置を講じることとされております。現在、政府税制調査会においては、控除廃止の影響に係るプロジェクトが設置されておまして、検討がされております。その結果は、年少扶養控除等の廃止による影響が生じる時期までに報告されることになっておまして、所得税でいきますと23年1月からスタートするわけで、所得税にも影響してきますので、年内ぐらいにはその結果が出てくるのかなということで、本町としてはその結果を待って試算をしてみたいと思っています。

次に、本年10月から改正されるたばこ税は、かつてない大幅な引き上げとなります。しかし、増税に伴う販売数量の減少や、受動喫煙防止による分煙、さらには完全禁煙が求められている社会的変化もあり、また、日本たばこ産業の発表によりますと、1年間の販売数量は25%強減少するとも予想されているところであります。以上の状況等々から、今回の改正によるたばこ税の税収増減の試算は、極めて困難な状況にあります。これらの影響を見きわめながら、必要に応じて補正予算で対応させていただきたいと思っております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。10分間休憩をいたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時55分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第53号

議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長 櫻井光雄君。

住民課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この改正は、平成22年3月31日に公布されました地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行規則の一部を改正する省令に基づき、課税限度額の改正並びに保険税の減額規定の追加改正を行うものであります。

あわせて、平成20年度において改正させていただきました低所得者層の軽減措置を適用すべく、応能・応益割合の平準化に向けた税率の見直しをさせていただきましたが、昨年度、平成21年度当初課税の段階で平準化比率45%を下回っていることから、税率等の見直しを行うものであります。

改正の内容について御説明申し上げます。

議案書は44ページになりますが、参考資料として添付しております国民健康保険税条例新旧対照表により御説明申し上げます。新旧対照表45ページをお開き願います。

第2条の改正であります。医療給付に当

たる基礎賦課額の限度額について、現行47万円を50万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額について、現行12万円を13万円に改めるものでございます。

なお、介護納付金課税額の限度額につきましては、昨年において9万円から10万円に改正しておりますので、今回は改正はございません。

また、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護負担金分、すべての限度額の合計額は、69万円から73万円となります。

第4条は、医療給付に当たる資産割額を、現行100分の40から5%減額し100分の35に改め、第5条は、被保険者均等割を、現行1人当たり2万500円から1,000円引き上げて2万1,500円に改めるものでございます。

第23条は、地方税法改正に伴う条文の整備、並びに医療給付分に当たる被保険者均等割の引き上げに伴い、低所得者等の7割軽減、5割軽減、2割軽減に該当する場合の均等額をそれぞれ改めるものでございます。

第23条第2項は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例について、新たに追加改正するものであります。

本文中の特例対象被保険者等について御説明いたします。

まず、国民健康保険税の減額となる特例対象者は、雇用保険法に規定する特例受給資格者と特例理由離職者のことをいいます。特定受給資格者とは、離職理由が倒産、解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく、離職を余儀なくされた受給資格者をいいます。特定理由離職者とは、雇用保険の被保険期間が6カ月以上12カ月未満であって、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した方や、各種事情により正当な理由がある自己都合により離職した方々が該当となります。

これらの資格者の認定は、公共職業安定所・ハローワークが行いますが、認定された

場合は国民健康保険税の課税対象となる前年度の給与所得を100分の30に相当する額として所得割を計算する規定でございます。

また、高額療養費支給対象となる所得判定においても、同様に100分の30に相当する額で判定することになります。

46ページ、第24条の2は、その申告について規定しております。

46ページ中段からの附則の改正につきましては、地方税法の改正に伴う条文整備でございます。

47ページ、附則の施行期日につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行期日に合わせ、公布の日から施行し、4月1日並びに6月1日から適用するとしております。

なお、この改正案について、先般、足寄町国民健康保険運営協議会の意見を伺いましたが、諮問のとおり実施することに異議がない旨の答申を受けております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いた

しました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

議案第54号

議長（吉田敏男君） 日程第16 議案第54号足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

国保病院事務長 對馬邦彦君。

国保病院事務長（對馬邦彦君） ただいま議題となりました議案第54号足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町長が行政報告をさせていただきました説明内容と重複いたしますが、御容赦をいただきたいと存じます。

国民健康保険病院は、現在、内科、循環器内科、神経内科、外科、消化器外科、肛門外科、婦人科、精神科、整形外科、眼科の10科の診療科を標榜いたしておりますが、3月31日をもって、神経内科の専門医として勤務されていた山本雅彦医長が退職されたことから、神経内科の標榜廃止につきまして条例の改正をお願いするものでございます。

なお、今後の神経内科の疾患につきましては、内科で対応いたしますが、専門医による治療が必要と判断される場合につきましては、医療連携をとっております専門の医療機関に紹介するなどの対応をしております。

それでは、条例改正の内容について御説明を申し上げます。

足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行

するとしております。

以上で、提案理由の御説明を終わります。

なお、改正条例に係ります新旧条例の対照表を右側に添付してございますので、御参照をお願いいたします。

以上のとおり御提案申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第54号足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第54号足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

諸般の報告

議長（吉田敏男君） この際、報告をいたします。

町長から、提出議案中、お手元に配付の正誤表のとおり訂正したい旨、文書をもって議長あてに申し出がありましたので、本件につきましては、さよう訂正することに御了承をいただきたいと思います。

議案第55号

議長（吉田敏男君） 日程第17 議案第55号平成22年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議案番号に誤りがありました旨、議長から訂正の御了承をいただきまして、この件に関しましてまずもって深くおわびを申し上げます。今後、このようなことがないように気をつけてまいりたいと存じます。

それでは、ただいま議題となりました議案第55号平成22年度足寄町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5,694万2,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費におきまして、先ほど町長より行政報告申し上げました北海道アルバータ州訪問団に参加する経費といたしまして、349万円を計上いたしてございます。

次に、歳入につきましては、基金繰入金により財源調整をさせていただいております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第55号平成22年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

6ページをお開きください。

歳出の第2款総務費、質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） ことは、久々に大人の人たちがカナダへ行くということを事前に聞いていたわけですが、それを変更して町長を初め教育長、議会代表、友好団体代表及び随行員の5人に変更してしまった。久々に一般の町民も行けるということで、私も楽しみにしていたわけですね。ほかの人にも勧めようと思って、行ってみたいよということですね。ところが、これは本来なら10人行けるはずの予算を5人に振り分けてしまったわけですね。

やはりここは、自分たちだけがそうやってカナダに行くというのではなくて、まず最初は町民の人たちに行ったらどうだということをやって、行く人がいなくて、しょうがないなということでこのような形になるのはわかるけれども、そうではないのに、初めから自分たちだけが行くというふうに振り分けるのはどうか。やはりこれについては、一般の町民も随行するというふうな形に持っていけないものかどうかをお聞きします。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、変更ということでお話がされていますけれども、私どもは変更したというつもりはございません。今年度3月の議会の町長の行政執行方針の中でも、従来のパターンでなくて、北海道が計画をしているアルバータ州との姉妹都市に参加をしていく方向で検討していくというようなことで具体的に明記をしたつもりでありますけれども、そういったことで、当然、町民ジェットの予算も計上しておりませんので、今年度は当初予算的にはですね。ですから、今年度はそういったことを実施をしないで、北海道が主催をするアルバータ州との姉妹都市30周年記念事業に参加をし、私どもの姉妹都市でありますウェタスキウィン市に訪問をするといったことで、行政報告も今回させていただきましたが、そういったことでございます。

それと、一般参加ができないかということでもありますけれども、まだ具体的にはなっておりませんが、北海道が道民に対して一般公募をすることもあり得るのかなというふうに思っています。あくまでも主催は北海道でありまして、それにくみするといったことではございませんので、私どもが単独で、足寄町がこういった訪問団を結成をするという意味ではございませんので、あくまでも北海道が主催する北海道とアルバータ州との姉妹都市としての提携30周年事業に参加をするといったことでございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 北海道が主催するやつだからということですが、それだったら別にそんな北海道のことにわざわざ乗らなくても、まだ子供たちを行かせた方が教育のためにはいいかなと。

やはり町民ジェットを予定していたけれども、交流はこの訪問団の派遣にかえ、取りやめることとしました。取りやめるというのは、まずいのではないかな。取りやめない形の中でやっていく、そして、それができないような道の予定が来たら、その予定には乗れないよというふうな形にしていくのが足寄町のあるべき姿ではないかと。

自分たちだけどうとでも予算をつくれる立場にいるから、そんなふうに変更しちゃったよでは、やはり町民も納得がいかないのではないかな。やはりこれは幾ら何でもまずいと思うので、ちょっと私は賛成できないなと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、こんな予算があれば子供たちを行かせるべきだということではございますけれども、従来、子供と大人を隔年で実施をしております。子供の分については、今年度ではな

くて、今までの経過からいきますと、来年度という形になって、22年度は大人の訪問団がという形、そういう順番になっておりまして、子供の部分を将来的にやめるのかという、そういった結論を出しているわけではございませんので、それは当然継続をされるものだというふうに私自身は理解しております。

それと、先ほど、私も行けるということで期待をしていたということでもありますけれども、従来、大人の訪問派遣団というのは、行っていない方を対象にしておりますので、何回も行けるというものではございません。そういった部分でいけば、矢野議員は一度行かれておりますので、2回目は多分ないのだというふうに思いますけれども。

そういったことで、従来もそうでありますけれども、公募をしてもなかなか人数が集まらなくて、最少8人ぐらいの人数で行っているといった状態もありまして、教育委員会サイドでも一定の議論をさせていただきましたけれども、今年度についてはそういったことで重複は避けたいということで、北海道の姉妹都市の部分についてのみ参加をしていくということで決めましたので、そういったことで御理解のほどをよろしくお願いしたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これは、何か勘違いされたら困るのですけれども、私も期待していたというのは、自分が行けることを期待しているのではなくて、私も人に勧めようと思って期待していたと言ったのですよ。自分が行くなんて、そんなことは一言も言ってないので、そこを勘違いされたら困ります。

やはり変えたわけではないかという話もされましたけれども、やはりことは大人が行くはずだったのに、変更したのですよね。それについて言っているのが、変更してまでやるものなのかと。まず、町民に問いかけ

て、行かないかということをして、そして、行く人がいなかったらということを出してきたよというならわかるけれども、勝手に権力を持っている人たちが自分たちの都合のいいように、自分たちだけ行くという、この形になるのはまずいのではないかな。

隔年でやってきたのだったら、やはり隔年でやっていくような形で持っていかなければならないところを、取りやめることにしたと、ここにしっかりと書いてあるわけですが、取りやめてはいないという答えがあったり、どうも何か支離滅裂で、何をやっているのかなと言うしかないのですけれども、これについては認められないと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） 御答弁申し上げます。

結果として取りやめたという、言葉的にはそれが正しいのだろうと思います。ただ、真に事実かどうか。私どもは、3月の議会に予算計上をしておいて、それをこれに振りかえたといった部分でいけば、変更であり、議員が御指摘のように大人の町民ジェットにかわって自分たちが行ったと、そういった言い方になるのかもしれないけれども。

だから、先ほども言いましたけれども、行政執行方針の中で、3月も同様の内容のことを一定程度予算執行方針として説明をしていたわけであって、そういった部分では、流れに沿った結果だというふうに私どもは考えております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） やっぱこの件、9番議員がおっしゃるように、今回の行政報告の中で言われているのは、一連の歴史的経過も含めて、本町の20年も含めて、私自身もそういう形で式典にたしか参加させていただ

いたという記憶もありますのでね。このことの持つ意義は理解をしなければならぬし、すべきだと思っているのです。したがって、今、質疑の段階で討論めいたことを言うつもりは毛頭ないのですけれども、そのことについてはあってしかるべきことかなというふうに承知しておます。

そこで、問題は何が問題かといったら、9番議員がおっしゃるように、執行方針はわかるのですけれども、今回の行政報告に蛇足的なことでないかなと。副町長が答弁されたように、確かに予算も何もないよと、執行方針に言っているじゃないかと言っても、ここで訪問をいたすことにしましたと、したがって、今臨時会に訪問団派遣を予算化しましたと、これでいいので、この中間が極めて私は適切でない。それは蛇足的な文言だと私は思うのですよ。これでは、どんなふうに解釈したって、9番議員がおっしゃるように、それを取りやめると明確に文言に精査しているので、その辺はせっかくのこういう重要事項の国際交流の代表派遣であることをかんがみたときに、適切にこの辺はすなおに訂正すべきでないかなと、私はそのように思いますけれども、やりとりを聞いておまして。

明確に、今まで隔年で実施しておりましたが、ことしは町民ジェットを予定しておりましたが、ことしのウエタスキウィン市との交流はこの訪問団の派遣にかえ、取りやめることにしたと明確に言っているわけだから、だからこのことの表現は私は適切でない。

これは、見た瞬間は、はっきりよかったのですよね。一連の流れで、道とアルバータ州との（聴取不能）30年、国際交流の式典もバンクーバーかどこか、ちょっと忘れましたが、私も副議長当時か、何かかわりに当時の町長さんと教育委員長と一緒に行った記憶があるので、この式典を持つことは何ら問題ないと思いますけれども、ただ、今回の行政報告の文言のあり方は、極めて不適切だと、これは断言せざるを得ないのですね。

したがって、9番議員がおっしゃるからで

はなく、我々は予算が今回計上になって審議している立場からも、この文言は、従来のことでは表敬訪問し、そして今臨時会に訪問団派遣経費を、このことは執行方針でも申し上げているわけだから、当初時に。そのことについては方針を示しているの、ここで改めて予算計上したという意味で、改めて礼儀を正して行政報告しているわけですから、これを何ととっても、その辺は私は訂正すべきでないかなと思いますけどね。これ以上、文言のやりとりをしたって、客観的に出ている成文化は変えられませんので、その辺はめりはりをつけて、予算審議に当たって議員各位に対して本予算がね。

特に問題は、提案されている首長さんも一緒に行くと、あるいは議会の代表者、どなたが行くか知らぬけど、そういう公職者が行くということ考えたとき、こういう表現は私は極めて適切でない。これは、やっぱり素直に、明確に公の席でね。そうでないと、せっかくの国際交流で派遣して、今行こうとして道と一体となつてやろうとしているときに水を差すようなことになりかねないと思いますので、再考の余地があるかと思いますが、いかがでしょうかね、御所見をどうぞ。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今、高橋議員から御指摘を受け、私も本当にそのとおりだと。3月定例会で執行方針をしたときには、北海道の日程も明確ではなかったということで、平たく言えば、その時点から北海道の日程が提示がされ、我が町もそれに参加をするかどうかを検討させていただいて、それが明確になった段階で、また議会にも提案し、相談をさせていただくという、こういう予定であったということでございます。

そういう意味でいきますと、その時点で今年度一般の社会人の方々、これまでの流れでいきますと、一般社会人を対象にした訪問団

の年に当たるということでございますけれども、そのことを3月定例会のときに明確にしていなかったということもあって、今回の行政報告、ある意味、より親切心といえますか、これは結果としては蛇足だったのかなという、今、高橋議員の御指摘を受けて、そんな思いをしております。

これは、やはり北海道として30年の節目を迎えるのだということで、それぞれ交流をしている道内の自治体に、そういう訪問団に加わらないかという、そういう要請もありましたし、それを受けて私どもも検討した結果、やはり私どもの町もウエタスキウィン市との姉妹提携、これまた20年になると。さらには、昨年については、年が明けたから一昨年でしたか、ウエタスキウィン市のまさしく友好協会の方々も、ちょうど足寄町の100周年にあわせて来ていただいているということもございますから。

向こうに行つての主な内容は、まだ最終的には決まっておりますけれども、主な行動的には北海道代表团と行動を、いろいろな式典に参加をさせていただくと、州との交流にも参加をさせていただくと。そこの最後の部分で、それぞれの姉妹提携、交流のあるところは、それぞれがまた日程をとってやれと。そんな日程になっていきますから、そういったことも含めて、あわせて私どものウエタスキウィン市にも表敬訪問をしたいという趣旨でございますので、御理解を賜りたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 経験則から言わせていただきますれば、町長が答弁されましたように、たまたま派遣で行ったときに中高生の方とも途中でドッキングしたのですよね。だから、町長が御案内のとおり、例えば町村会や、あるいは池北沿線、いろんな道路とか線路とか、いろんな意味で中央陳情に行ったときに、中央陳情は当時北見市がずっと一緒になってやって、その後、3町だけでまた別行

動でやるという、大体中央陳情のパターンはそうでしたよね。

したがって、海外の派遣等についても、私どもの町はウエタスキウィン市しかないですよ。これはアルバータ州ですから、記念式典というのは。だから、姉妹提携の一定の節目、何周年か私は記憶が定かでないのですけれども、道内の各代表の方がそろって式典、（聴取不能）さんの奥さんが司会をやって、日本語に解釈したりいろいろやっていたことを今でも記憶、当時の総領事御夫妻もその式典レセプションに出ていただいたりね。そのときも、やはりそれは全体の道の関係ですから、実際は今考えたら10周年かもしれませんね。今考えたら、今は30周年ですから。あとはウエタスキウィン市とやって、たまたまそのとき中高生の方が来ましたから、一定のスケジュールはもちろんありますけれども、ドッキングしてウエタスキウィン市と一定の交流を深めた。100年のときも、何十年か、98年とかも行ったのですけれども、そういう一つのさらに厚みを増すやり方であるのですよね。それはそれなりに一定の旅程の中で考えられることであってね。

だから、できますれば、要するに9番議員がおっしゃっているように、変えていって一般の町民をやめて公人の代表者が行ったなんていうことにとられがちなわけですから、この文言からいきますれば。だから、できますれば、まだ一定の期間があって余裕があるとするれば、北海道は北海道という別途の中で行って、どのくらい少人数になるかわかりませんが、そんな方法だってあってしかるべきだなと。ことしやったら、来年やったら。これは臨時会、会期がまだありますので、補正予算はまだ可能でございますので、あるいは時期的に6定でいいのかどうか、6定はちょっとまずいですね、実施7月ですから、チケットの問題がありましようからね。そういうことを選択肢も一つあるのかなと。

経験則からいって、一定の現地における交流のあり方のパターンは、経験則からいって

いろいろなパターンがありましたよと。今回も、この行政報告の文言というのは、私は極めて不適切なのか、蛇足なのかなと、町長も認めるとおり。一般町民の世論にしてみたら、代表者が行って我々を行かさないで行ったなんて、そういうわかりやすいお話が、会話がなされる可能性ももちろんありますよね。だから、そういうことを別に恐れるわけではございませんけれども、どうせ来年度行くのなら、別にそういう一定の節目の中で行くということが、かえって交流の厚みを増すのかなと、この辺も再考の余地があるのかなと、そんな思いも。

日程的なこともありますし、この現状の中でこれからそういうチケットとかそういうことができるのかどうか、いろいろなこと、募集の問題もありましょうし、その辺はよくわかりませんが、現時点で5月7日ですから、それも可能なのかなと。それで、一定の所要人数がいなくても、この段階で5名いるわけですからね。それから、ジェットが行ったって、そういうの全然、要するに町の職員の方ですと、旅費はそこは重複しないで1人で済むかもしれませんが、いろんな意味であってしかるべき再考の余地があるのかなというようなことで思うのですけどね。

その辺は、別に答弁の中で明確に答弁いただくことは考えておりませんが、熟慮に熟慮を重ねる一つの施策があってしかるべきかなという思いで、今お尋ねをしているのですけれども、そんなことで御所見を。次に再々質疑いたしませんので、御所見をどうぞ。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 今、高橋議員からお話があった、訪問団は訪問団、そして町独自の交流団は交流団という、こんなお話もいただきました。

実は正式に北海道から要請があって、ただ、30周年の絡みもあって、日程もコンクリートかどうかということもあったわけであ

りますけれども、ここに来て、どうもコンクリートのようだなということで。実は向こうの友好協会のほうともいろいろ連絡を取りながら、どうしようかということも一定程度内部でも相談をさせていただきましたし、もちろん、教育委員会のほうとも打ち合わせをさせていただきました。

そうしますと、これもコンクリートになっているかどうかわかりませんが、今現在入っている予定では、エドモントンのストーニープレイン市内でアルバータ州と北海道の姉妹都市会議をやるよと、そしてそこで、これまた次の週も含めてですけれども、州知事だとか、議会代表との会談だとか、あるいは30周年の記念レセプションもやるよと、こんな日程で来ているのです。そこには、事前の下打ち合わせの中では、私どもが姉妹提携をしておりますウエタスキウィン市の市長さんになるのか、どなたになるかわかりませんが、その方々もそちらのほうに集結をするよというような、こんな情報もいただいているところでございます。

その中で、ことし予定していた社会人の分をどうするという、教育委員会とも相談をしたわけでありまして、実は前回、ですから去年は中高生が行っていますから、その前の年ですね、この前の年は社会人で募集をかけたのですけれども、希望者はたしか4名ぐらいしかなくて、最少人数にも達しないということで取りやめをしたという経過もあって、ことしはどうするというで相談をした結果、ことしについては断念をしよう。代表団が北海道の訪問団に加わって、そこで参加をしようということで結論を出したということでございますので、ただ単にこっちをやめて町の代表団だけで行こうやと、こういうことではないということだけはぜひ御理解をいただきたいなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 参加者の5名の方は、カナダには行かれたことがある方なんでしょうか。5名の訪問団がありますよね。その方たちは、一度行かれている方ばかりなんでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） このうち具体的に決まっているのは、町長、理事者が出席をします。町長は行ったことはございません。あとは、議会代表、それとか教育委員会、教育委員会は教育委員長がということ言っていますけれども、委員長が行けば、行ったことはありません。それと、姉妹都市の関係者、代表がそれぞれまだ具体的に人選がされておられませんので、その人方が行ったことがあるかどうかというのは、議会で議長が行けば、多分、恐らくないということになるのでしょうか。そういうことで、今のところ、恐らくは行った経験の方ではないということはあるかというふうに思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 7月12日から18日までの一応日程になっておりますよね。それで、まだ人選が決まっていないということですか。あと2名の方の人選が決まっていないということですか。

それで、今まで町民ジェットの場合は、御負担がありましたよね、それぞれに。学生さんもそうですけれども。今行かれる予定の方は、町で全額負担するということの解釈でよろしいのですね。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） 今回の予算計上額は、全額の予算計上をしております。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 私も、やはり客観的に見まして、こういう国際交流が目的ですよ、一番の目的がね。その中で、行事がこう

いった目的のものであるとしても、やはり町民の皆さんがしているときは半額負担なりしていたものが、今回、こういう訪問団を結成することに対して、町が全額負担でいくというのがちょっと解釈しかねるのですけれども、そのところのお答えをお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

従来から同じような予算計上をしているかと思えますけれども、この種の公式行事に町の理事者等々、関係者が出席する場合に、当然、全額公費で賄うというのは、今の御時世、確かに財政上の問題等々があるわけでありまして、そういった面では私も人選をかなり圧縮したつもりでありますし、公式行事に自費で賄うといったことが、果たしてそちらのほうが正しいやり方なのかどうかというのは疑問等もありますので、今回の訪問団についてはすべて公費負担と。

そして、従来の町民ジェットでの子供たちのツアーというのか、訪問でも同様でありますけれども、いわゆる随行員の場合は、公費として扱っているのは全部町費負担をしているわけで、一般公募で参加される方に一定の御負担を強いてというのか、御負担の条件の中で募集をしているといったことでございます。

もう1点、御質問にはなかったのですが、大人の町民ジェットというのは、この数年、第12次まで隔年で実施をしております。平成16年の第12次の町民ジェットについては、参加者が不足をしたといいますが、いなくて取りやめになっておりまして、翌年、また12次の訪問団を結成して、そのときには9名ですか、の人員が集まったと。それで、その翌年の、その次の年、20年についても、応募がなくて中止をしているということで、過去、この間、2回ほど大人の町民ジェットについては中止をされているとい

うのが実績でありますので、そういったことも御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括でございせんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 隔年で実施しております町民ジェットと中学生高校生海外研修派遣については、ことしは町民ジェットを予定しておりましたが、ことしのウエタスキウィン市との交流はこの訪問団の派遣にかえ、取りやめることといたしました。これは、本当に今までの経過を町長は本当に今回正直に書いてあるだけで、別に何ら、これを書いたのが蛇足でいけないとか、そういうことにはならないと思うのですよね。

そういうふうな話が出てくるほうがおかしいというか、ごまかそうとして、まだ予算にも計上していないことだから取りやめたことにはならないというふうに、そういうふうに答弁したほうがおかしいのであって、今回の町長の行政報告は何らおかしいところはないと。本当に、今までの当たり前のことを書いてあるだけで、だれもが納得することだ。そう書かないほうがいいって言うほうがおかしいのではないかなって、町の体質って一体どうしたことなんだ。何とかもうちょっと正直な態度の中で、正直な報告の中で、正直に本当に答えをやっていってほしいなと。ごまかそうとするのではなくて、正しいことを言って説明をしてもらいたい、そのように考えるわけですけれども、それについての町のあり方についてお答えしていただきたいと思ひます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

矢野議員、正直にといいますか、私どもは正直に3月第1回定例会で執行方針でこういう見通しですということに触れさせていただき、そして正式に北海道から要請があり、そして教育委員会も含めて内部協議をした上で、北海道訪問団に代表団が加わって参加をしようということで、これはまじめに議論をし、そして今回、行政報告についてもまじめに行政報告をしたつもりであります。しかし、これは先ほどの高橋議員の質問にもお答えしたとおり、3月定例会で執行方針でも触れておりますから、その流れからいけば、そういう意味では、私どもはより正直といいますか、そういう意味で書いたということでありましてけれども、まさしく矢野議員さんには、これはごまかしととられたのかもしれないけれども、決してそんな気持ちは全くございせんので、真摯に北海道の要請にもおこたえをし、当然、カナダの私どもはウエタスキウィン市との姉妹提携をやっているわけでありまして、当然、そういうところに北海道としても全道のそういう自治体に呼びかけをしているわけでありまして、決してごまかそうとか、そんな気持ちは全くございせんので、ぜひその点については誤解をなさぬようよろしくお願ひをしたいというふうに思ひます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） またとんちんかんな答えをされましたね。（発言する者あり）

私が言っているのは……。

議長（吉田敏男君） 言葉遣いを、ちょっと気をつけて発言をしてください。

9番（矢野利恵子君） じゃあ、的を外れた答えをいただきましたが、私が言っているのは、これは町長はちゃんと本当のことを書いている。だから、それについては何ら言うことはないのではないかな。私が言っているのは、ここにちゃんと正直に書いてあるのだから、取りやめていないなどと副町長が違うこ

とで答えたから、それがおかしいのではないかと。ごまかそうとして、ちゃんとここにやめたというふうに正直に書いてあるのに、やめたとは言っていないというふうに副町長が答えたから、それは悪いのではないかということを行っているのであって、それが的外れた答えだと言っているのですよね。だから、副町長、その答えをお願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） 先ほどもお答えしたつもりでありますけれども、結果として北海道の訪問団に参加をして、従来の町民ジェットの部分を実施をしないということですから、結果としては、ここに書いてあるように取りやめることといたしましたというのは、これはこれで合っているのだというふうに思っています。

ただ、先ほど言ったのは、矢野さんは大人のカナダ訪問をやめて、期待していたのにその分をやめて、そして自分たちだけが行く、そういうことは、町長が真摯的という話にこだわったのはそこだと思いますけれども、何か意味ありげな発言をされて、本来的にいけばこの人たちを行かせるべきところを、あえてその部分をやめて、町長たちが公費で行くのだと、それはおかしいのじゃないかということであれば、そういうことではないということを再三申し上げているつもりであります。

以上です。（発言する者あり）

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 非常に議論していて、今、いろんな話を聞いていて、不愉快きわまりなくてもどなるわけにもいかないし、怒るわけにもいかないから黙って拝聴していたのですけれども、ただ、私が申し上げているのは、何が蛇足で、正直に言って何が悪いのだと、また違う話が出て、総括質疑をなさいましたけれども、私が申し上げているのは、執行方針できちっと示しているよと、経過からいえば、そういう関連は隔年であった

ことは事実ですけれども、だけど、それは別に決まって予算計上しているわけでも何でもありませんので、我々こういう議会に關与している人間って、今回この予算でもって上乘せするなり減額するなり、それから今の国際交流のあり方が中身が変わったとかという議論なんていうものではないのですよね、基本的には、行くということは、国際交流しようということは明確になっているけれども、内容については、全く執行方針で明らかにしているだけでないわけですから。

ただ、私が一番懸念するのは、私は35年議員をやって一番懸念するのは、ひとり歩きするのですよ、議論が。議論がひとり歩きするのです。どういう議論がひとり歩きするのだったら、いやいや本来は一般の町民ジェットの一般が行くのに、理事者の肩書きを持っている人だけ行くようになって、それで予算が出たというね。だけど、そういうことだけではないはずなのだね。私は、やはりその辺はめりはりつけてしていかないと、町民の皆さんにみんなビールを配ったり、1人ずつ戸別訪問して、いや実はこうだって説明できないじゃないですか。

そういうだけに、やっぱりもう少しきちっとした議論をして、そういううがった見方をされるようなあり方というのは、私はいかなものだろうかという疑問の呈を。だから、（聴取不能）的ななんていうものでないと、私は全然そうだと思っているのですよ。

それともう一つは、こういう海外派遣の国際交流の場合は、やっぱり肅々と、公職者は公職者として、来賓者として行くわけだから、きちっとした形で公務出張すると、こういうパターンというのを明確にしておかなければならぬと思うのですよ。そのことは。

そんなことを言ったら、例えば議会事務局の職員だって、我々と同じような旅費規程で行くわけですから、私は旅費が職員だから少ないからパコに泊まります、あなた方はプリンスホテルに議会議員は泊まってもらいたい、そんなことだったら一定の視察における

連携は保てないし、一体性をなさないということで旅費規程ということがあるわけですから、したがって、今回の場合も、ジェットの場合同様、すべて随行職員は公費で行っているわけでしょう。それと一般町民と条件がおかしいのではないかと、そういうことの議論というのはまた違う問題なのですよ。

だから、私どもは、現地に行ったときも、随行職員は遂行職員としてきちっとした、我々が準備しようとするよりも、一番最後に出てきてね、確かに旅行会社の方が添乗あるといえども、そういう執務のあり方、出張先に行っても、それは当然要求されますよ、公務ですからね。

私は、こういう議論を通じて、もう少し正確な形で議論をして、きちっとした国際交流のあり方、そしてそれを現地に行くという状況の予算が計上されたわけですから、それが、私が申し上げているのは、今の今回の行政報告の報告の内容というのは、ややもすれば、今の質疑を聞いていて、誤解を与えることの要因になりはしないかということをお願いしたのです。

だから、ある人に言わせれば、それは正直でいって言うかもしれないけれども、けど、また一方の見方としては、議論というのはどこでも進むのですから、物の見方というのは、多面的にいろんなことがあるのですから。私は、それを全体に対してきちっとされて、やっぱり粛々とやっていただきたいなと。

先ほども他の議員の質疑の中で、今予定されるメンバーは決まっていなくても、町民ジェットと同様に、1回の経験者以外の方ですねってことで確認の質疑がございましたけれども、まさに私の知る限りは首長もそういうところに行っていないというように私は承知しておりますね。やっぱりそれは先頭に立って、国際交流の先達を務めるというのは大事なのですよ。

だから、私は先ほども申し上げているのは、だとすればもうちょっと厚みを増すことの手法だってありますよねってことね、

1年先かことしかというだけの世界の話ですからね。例えば、ことしこういって予算、総合計画上あるから、来年はなくなって、今度はどうのこうのなんていう、その点は明確に国際交流の中で予算措置もしておりますので、そういうことでやっぱり粛々と毅然とした状況で執行して、それだけの務めを果たしていただきたいなと。

物見遊山に行くわけでもないですから、現地に行ってみたらわかりますから、行ってみたらやっぱり、私がさっきから申し上げていたのは、現地に行ってみたら、これは道の関係ですから、私も道の関係で行ったことがあるけれども、一定の各公共団体の、網走からもずっとそれぞれの方が来て、レセプションがあって、当時の総領事も出て、それはそれで次の会もあって、終わったら今度、またうちのウェタスキウィン市の交流もできるような一定の旅程だって当然あり得るわけですから、だから、そういう意味でも、ドッキング方式もあり得るのかなと。当然、すべてが一緒でなくたって、ただ、中高生はもちろん一緒でございませぬからね、入る、出るぐらいのパターンでしたけれどもね。一般社会人の町民ジェットだったら、そういうことも、式典は別として、式典たつて相当の人数になりますから。ただ、ウェタスキウィン市だって相当の人数ですからね、市民もいらっしゃるから。今回は、州だから、今おっしゃるように、うちの姉妹提携都市の市から、いろんなエドモントンからいろいろな交流している道内の方が一堂に会して、代表が集まってレセプションがあるのですけれどもね。

だから、やっぱりこういう議論の中でこういう議論をしているのを、僕は本当に嘆かわしくて、心苦しい思いをしているのですけれども、もう少し毅然として一定の目的を果たしていただきたいなと、その辺を強い今後を含めて、決意を、所見をいただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほども少し触れましたとおり、北海道のほうからの情報というのは結構早い時期に、ことしはこんなことを予定しているよというような情報もいただいていたわけでありませうけれども、その時点では、どう対応すべきかということについては、まだまだ結論を出せるような状況ではなかったということでございますし、正式に来たのが3月26日付で、この日程でほぼ固まりつつあるよということ、それからあわせて道内のほかの自治体の参加の状況、その時点での参加の状況も参考までに資料もいただいていたわけでございます。それを受けて、我が町足寄町の対応としてどう対応していくということで、先ほども答弁したとおり、相談をしたところでございます。

そこで、やはり北海道がそれぞれ交流を持っている自治体に、北海道の訪問団に加わってくれという、こういう正式な要請が来たということ、そしてまた、北海道全体のおおよその状況を言いますと、当然、北海道、これは知事を先頭に道議会、さらには産業界、また特に産業界もことしは北海道の養蜂協会、これは八チの関係だと思っておりますけれども、養蜂協会あるいはITの関連企業、それから先ほど副町長もちょっと言いましたけれども、一般参加者、これは公募するのかなというふうに思いますが、相当大きな訪問団を形成して、30周年、この節目の行事として取り組みをするという御案内をいただいたものですから、これは私どももここには加わるべきだなと。それも、最少人数で参加をさせていただこうということで、行政代表、それから議会代表、それからこれまでの足寄町の交流の窓口である教育委員会、それから足寄でいきますと輪の会、それから随行員というようなことで。

ですから、実質は、公式に行く代表としては4名、そして、これは途中までは北海道と一緒にですからいいのですけれども、今度は分

かれてウエタスキウィン市に表敬訪問するときには、当然、通訳のこと等もありますから、これは随行員として職員というようなことで、最少5名というような形で決断をし、本日、議会に提案をさせていただいたということでございます。

まだ、北海道的には、恐らくはこれで固まったのだろうというふうには思いますけれども、北海道がかかわる公式行事については、当然すべて参加をさせていただく。そして、先ほど申し上げたとおり、公式行事が終わった後、北海道は北海道で別な日程を組む、それぞれの自治体、提携を結んでいるところについては、1日、2日の日程を保証しますので、それぞれで公式訪問なりをしてくださいと、こういう日程になっておりますから、これはまたウエタスキウィン市を公式訪問し、しっかりと今後のことも含めていろいろ協議の場あるいは交流の場を持ち、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に総括はございませんか。

5番 木村明雄君。

5番（木村明雄君） これについては、さまざまな議論がなされたわけでございますけれども、北海道がカナダと交流を深めて30周年だと、そしてまた、足寄がカナダと交流を深めて20年の節目の年に当たるということでございます。そこで、これから先に向けて、カナダと、そして足寄町がきずなを深めていくと。これは、今までにも本当に大人の人たち、それからまた高校生も、相当の人たちがカナダへ行って研修をしてきたということがあろうかと思えます。ことしは、たまたま北海道の30周年記念、そして足寄の20周年ということの節目の年に当たるということであれば、これはやはり北海道の研修の形で、そしてまた足寄町の代表として、各町村に恥ずかしくない形の中で行ってきていただ

きたい、私はそんなふうに思うわけです。

議長（吉田敏男君）他に総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君）反対討論です。

やはり大人の、本当の行く予定の大人の人たちを尊重して、町の関係者だけが全額町費負担で行くというのは、やはりまずい。町関係者5人も行くのだから、大人の人を募集したら、4人ぐらいか5人はあつという間に集まりそうなのということも考えられる中で、私も人に勧めようと楽しみにしていた中で、人に勧めることですから何か先ほどは誤解されたようで。町民をないがしろにするとまでは言わないけれども、町民は行かないだろうというふうに進んだ中での、予算があるから自分たちだけで全員全額負担で行くというこの予算に対しては、反対いたします。

議長（吉田敏男君）他に賛成討論はありますか。

12番 大久保 優君。

12番（大久保 優君）いろいろと今まで答弁されてきましたけれども、この問題の文書における、確かに不適切だと思います。ただ、もう少し熟慮してほしかったのは、今までの各年度ずつに一般の人と子供たちが訪問していることは、これは行事として入れておけばいいのです。これを切るからおかしくなるのですね。一昨年に、ただ応募が少なく取りやめたから、今回もやめるという理由にならない。だから、こういう問題が起きるのだと思います。

そして、やることについては、賛成します。当然、一般町民の参加、そして今の公式訪問ですね、これは20周年記念の公式訪問ですから、これは足寄町の代表として堂々と公費で行くべきだと。これを半額負担なんて

いう論理の世界ではありません。ただ、やはり数年のジェットを外したことに問題があるのですよね。堂々と新しい費用で、新しく予算をとって行くべきだったのですよ。それが正しいやり方だと思います。

そういうことで、賛成なので、堂々と行ってきて、それ以上のものを得てくれればいいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君）ここで申し上げます。

会議時間は、会議規則第9条により午後4時までというふうになっておりますけれども、本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定によりまして、これを延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）それでは、そのようにいたします。

他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）それでは、討論なしと認めまして、これで討論を終わります。

これから、議案第55号平成22年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君）起立多数です。

したがって、議案第55号平成22年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会をお開きいただきたいと存じます。

午後 4時02分 休憩

午後 4時09分 再開

議長（吉田敏男君）休憩を閉じ、会議を再開いたします。

諸般の報告

議長（吉田敏男君） ただいま議会運営委員会におきまして、5月22日に十勝市民オンブズマンの会2周年記念が企画しております市民フォーラムというものがあります。これは、音更町のコミュニティセンターで午後2時から午後4時30分までということの中で、2時間半行われることになっております。講師といたしまして、前福島県矢祭町長の根本良一氏が基調講演をすることになっております。

私ども議会の、今盛んに活性化の関係で、機会改革の関係で取り組んでおります。そういった意味からいたしまして、これは公務として全員が参加するということにただいま決定をいたしましたので、日程がそのようになっておりますので、全員の参加をお願いいたします。バスの予定もありますから、それに同乗していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

詳細につきましては、18日にそれぞれペーパーで回しますから、そのときに詳しい内容はお示しをいたしたいと思っております。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、5月18日午前10時より開会をいたします。

本日は、大変御苦労さまでございました。

午後 4時11分 散会

平成22年第3回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員